

令和8年度

学校防災マニュアル

気仙沼市立鹿折小学校

= 目 次 =

はじめに	2～4
学校の概要	5

I 計画と体制

I-1 学校防災全体計画	6
I-2 防災に関する年間計画	7
I-3 教職員の動員体制	8～9
I-4 特別警報の発表基準	11
I-5 津波注意報・警報発令時の登校・下校	11
I-6 校内災害対策本部組織	12
I-7 校内災害対策本部組織の業務内容	13
I-8 連携機関、情報連絡体制図	14
I-9 校内連絡体制図	15

II 具体対応

II-1 大地震後に津波被害が想定される時の対応と避難誘導	16～22
II-2 大地震以外に想定される災害等への基本対応	22～23
II-3 風水害が想定される場合の対応	23～24
II-4 Jアラートの対応	25～27
II-5 不審者への対応	28～29
II-6 事故発生時の対応	30
II-7 女川原子力発電所事故発生時における対応	31
II-8 学校生活の事故防止について	32

III 保護者への対応

III-1 保護者への引渡し	33
III-2 引渡しの要領	34
III-3 校外で引渡しをする場合の対応	35
III-4 待機（宿泊）の対応	36～37
III-5 集団下校の対応	38

IV 避難所開設・運営に係る協力体制

IV-1 避難所の開設・運営に係る協力について	39
IV-2 避難所の開設・運営に係る発災初期段階の例	40

V 校舎内避難経路図と避難場所

V-1 校舎内避難経路図（地震時）	V-2 避難場所	41
-------------------	----------	----

VI 資料

(1) 緊急地震速報について	(2) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法	42
----------------	----------------------------	----

VI 学校再開の取組	43
------------	----

はじめに

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

○危機管理マニュアル（本マニュアル）	○学校安全教育計画	○防火・防災規定
○安全点検簿	○避難訓練実施要領	

◆ 危機管理の基本方針

◇本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◇危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

◇本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う

◆ 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	・本マニュアルに定める事項全般 ・各教職員の役割
職員会議等における周知	・季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	・発生事象別の緊急対応手順 ・発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

対象	方法	内容
児童	・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 ・各種防災訓練 ・防災教育の学習	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ・新入生保護者説明会 ・入学式後の保護者説明会 ・PTA総会 ・定例保護者会	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、協議の場等を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

・鹿折地区自主防災組織	・気仙沼警察署鹿折交番	・気仙沼消防署古町出張所	・〇〇地区消防団
・学校医・学校歯科医・学校薬剤師	・気仙沼市防災危機管理課		

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

宮城県の第5回地震対策等専門部会（令和5年11月）で示された推計結果によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

名 称	気仙沼市の被害想定等		
東北地方太平洋沖地震	市内の被害：建物全壊	(津波)	8,274棟
	死者数	(津波)	394人
宮城県沖地震（連動型）	市内の被害：建物全壊	(津波)	87棟
	死者数	(津波)	4人

(2) 洪水等による浸水被害

宮城県の洪水浸水想定によると、市内を流れる鹿折川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸水被害の可能性が示されている。

本校周辺の最大浸水深	備考 (想定的前提条件)
0.5m未満 (校舎2階利用可)	鹿折川：想定最大規模降雨（24時間総雨量 738mm） 浸水深想定は、宮城県が50年に1度の大雨を設定し、堤防が複数の箇所 で壊れたものと仮定して計算したものである。

また、本校の西側から校地内を通る排水路については、過去に大雨により排水能力を超えて水が溢れ、本校体育館が床浸水した事例があることから、氾濫・浸水を想定しておく。

(3) 土砂災害

学校付近には、気仙沼市が土砂災害警戒区域等として指定されている箇所がある。校区内の鹿折川には流れ込む沢が多いため、局所的な豪雨などの際にしばしば流量が増えて土石流発生の危険性が生じなど、土砂災害の被害が想定されていることにも留意する。

(4) 過去に発生した大雨等における降水量の最大値

気象庁の統計によると、過去に気仙沼市で発生した降水量の最大値は、下記のとおりである。

項目	観測値	観測日
1時間降水量	84.5mm	2013年7月26日

(5) その他、本校で想定される危機事象

上記①～③のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象	想定される事態 (例)	
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	工場等の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

気仙沼市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名	緊急避難場所							避難所
	洪水	土砂災害	内水氾濫	高潮	地震	津波	大規模火災	
鹿折小学校	×	○	○		○	×	○	○

提供情報：気仙沼市役所危機管理課

学校の概要

鹿折小学校は明治6年、現在の浪板に「浦島小学校」として開設された。明治22年、現在の地に新築移転し「鹿折村立鹿折小学校」となり、昭和26年の町制、昭和28年の市制を経て『気仙沼市立鹿折小学校』と称する。

学区は気仙沼市の北東部に位置し、鹿折川流域に沿った南北に細長い平地とそれをはさむ山地、及び河口に広がる湾岸部からなる。かつて、河口の北・西湾岸部は商店・住宅・水産加工場で市街地を形成し、湾岸部は造船所とその関連工場が集中していた。学校はほぼその中心にある。

本校は長い歴史の中で、度々災害に襲われてきた。その中でも、昭和37年に未明の火災で本校舎を焼失したことや、平成23年の東日本大震災の津波により校舎1階に1.4m程浸水したことは市民の記憶に刻まれるものである。

本校は気仙沼市の避難場所に指定されているが、海拔が3.7mと低く、東日本大震災でも約1.4km離れた海から津波が到達したために津波時の避難場所とはされていない。約90mの距離にある鹿折川の流量が増加した場合には、洪水の危険も生じる。また、鹿折川につながる沢が多数あり、土砂災害の危険もある。

校舎は3階建てで屋上にスペースがなく、安全に避難することはできない。津波の恐れがある場合には、校舎西側の高台（海拔約10m）に避難する必要がある。

【住所】

〒988-0817 宮城県気仙沼市西八幡町54-1

【施設種別】

避難場所 兼 避難所

【標高】

3.7m

【備考】

対象とする災害種別：地震○ 津波× 洪水× 土砂災害○ 内水氾濫○ 火災○

※内水氾濫とは：大雨の影響で下水道などの排水が間に合わず、建物や道路が浸水すること

想定収容人数:(避難場所) 3,300名 (避難所) 200名

提供情報：気仙沼市役所危機管理課

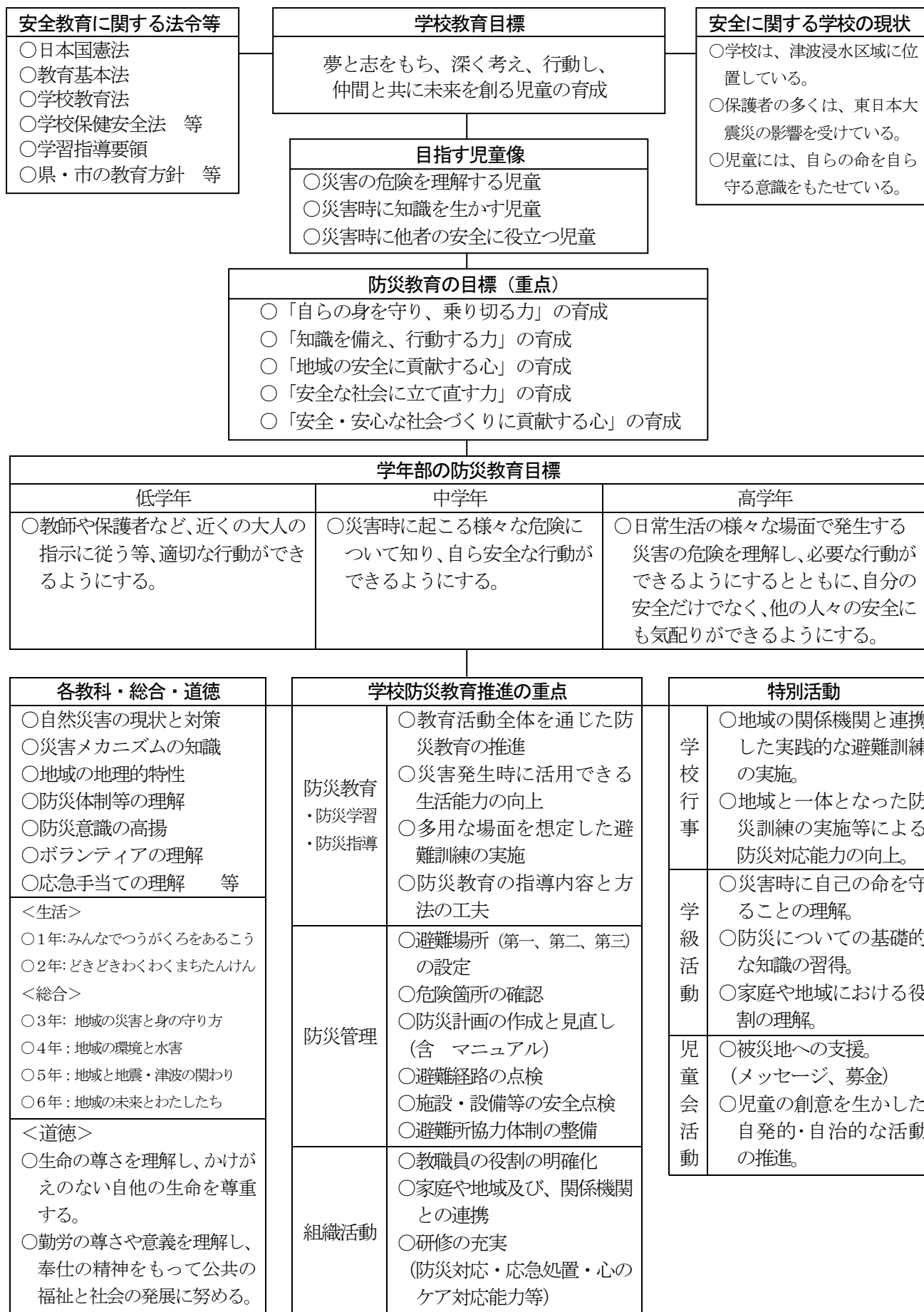
ファーストメディア株式会社

※避難場所（参考）

災害	避難場所
地震	教室→津波に備え校庭、校舎西側高台
津波	校舎西側高台（市営西八幡住宅）→興福寺
洪水、土砂災害、内水氾濫	校舎内垂直避難、状況に応じて校舎西側高台
Jアラート（天候急変、飛翔体）	校舎内の安全な場所

I-1 学校防災全体計画

気仙沼市立鹿折小学校



I-2 防災に関する年間計画

月	防災管理・組織活動 関連行事	防災教育(防災学習・防災指導)		
		教科等	道徳	学級活動等
4	○安全マニュアル読み合わせ ○安全点検計画作成及び実施 ○通学路点検 ○校内災害対策組織の確認	○学校のまわり(3年社会) ○天気の変化(5年理科)	○ふっかちゃんの町じまん(3年) ○お父さんは救急救命士(5年)	※下校指導(1年)
5	○安全点検 ○避難経路の確認 ○引渡し訓練 ○避難訓練(地震・津波)	○どきどきわくわくまчатんけん(2年生活) ○天気と気温(4年理科) ○国土の気候の特色(5年社会)	○どんどん橋のできごと(4年) ○「ヒヤリ・ハット」(5年) ○天災は、わすれていなくてもやってくる(6年)	○じしんのとき(1年) ○学校の安全を考えよう①(2年)
6	○安全点検 ○危険箇所の確認 ○救命救急実技研修会	○おおしまうみたんけん(1年生活) ○どきどきわくわくまчатんけん(2年生活) ○震災復興の願いを実現する政治(6年社会) ○いざというときのために(6年国語)	○安全にきをつけて(1年)	○たのしいえんそく(1年) ○学校の安全を考えよう②【校外学習】(2年) ○探究旅行について(6年)
7	○安全点検	○市の様子(3年社会)	○土石流の中で救われた命(6年)	
8	○安全点検 ○防災についての研修会	○地域の災害と身の守り方(3年総合) ○地域の防災マップを作ろう(4年総合)		
9	○安全点検 ○心のケアについての研修会 ○休憩時避難訓練(地震・津波)	○自然災害からくらしを守る(4年社会) ○地域の津波被害を考えよう(5年総合) ○大地のつくり(6年理科)	○どきどき どっきんぐ(1年) ○いたいたいもち(3年) ○お母さんへの手紙(5年)	○自然災害から身を守ろう(2年) ○野外活動(5年)
10	○安全点検 ○避難経路の確認 ○通学路点検	○みんなでつかうまちのしせつ(2年生活) ○こうえんであきをさがそう(1年生活) ○台風と天気の変化(5年理科)	○ながいながいふうがくる(2年) ○「ふれあいの森」で(4年) ○うちら「ネコの手」ボランティア(6年)	
11	○安全点検 ○避難訓練(火災) ○鹿折小・中学校避難所設営訓練(地域の総合防災訓練) ○防火設備、用具の点検	○もつとなかよしまちたんけん(2年生活) ○くらしを守る(3年社会) ○変わり続ける大地(6年理科)	○ふるさとを守った大イチョウ(4年)	○火事のとき(1年) ○学校の安全を考えよう③(2年)
12	○安全点検 ○危険箇所の確認			
1	○安全点検 ○通学路点検	○こうえんでふゆをさがそう(1年生活) ○災害時のできるこ(6年総合)	○ぼく(2年)	
2	○安全点検 ○一年間の評価と反省	○自然災害を防ぐ(5年社会) ○新しい日本、平和な日本(6年社会)	○おじいちゃん、おばあちゃん、見ていてね(3年) ○コースチャぼうやを救え(5年)	
3	○安全点検 ○危険箇所の確認 ○新年度防災計画作成	○世界の未来と日本の役割(6年社会)	○東京大空襲の中で(6年) ○小さな連絡船「ひまわり」(6年)	○震災について考える(全学年)

I-3 教職員の動員体制

<警戒配備の基準>

配備	本部体制	時間外の配備職員
0号配備	警戒配備・本部設置なし	校長、教頭、主幹教諭（防災主任）
1号配備	特別警戒配備・警戒本部設置	校長、教頭、主幹教諭（防災主任）、教務主任、事務
2号配備	特別警戒配備・警戒本部設置	校長、教頭、主幹教諭（防災主任）、教務主任、事務
3号配備	非常配備・災害対策本部設置	可能な限り全職員
4号配備	非常配備・災害対策本部設置※	可能な限り全職員／自宅待機※

※当地域に津波警報が発表された場合には、「直ちに学校で配備につく」ことになっているが、本校が浸水域にあるため、解除されるまでは配備につかずに自宅で待機する。

(1) 職員配備0号【警戒配備】

<p>①配備発令基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨・洪水・高潮等の警報が発表され、教育長が必要と認めた時。 ○気仙沼地方で震度3の地震が観測され、情報収集が必要な時。 </div> <p>②本部設置：本部設置なし（情報収集・連絡活動）</p> <p>③校長（教頭）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：配備に就く。情報収集を指示（気象情報等）する。 ●勤務時間外：必要に応じて対応する。 <p>④主幹教諭（防災主任）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：配備に就き、情報の収集にあたり、校長・教頭と連携する。 ●勤務時間外：必要に応じて対応する。 <p>⑤教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：情報を確認する。通常の活動を行う。 ●勤務時間外：必要に応じて対応する。

(2) 職員配備1号【第1号特別警戒配備】

<p>①配備発令基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○気仙沼地方で震度4の地震が観測され、被害が発生した時。 ○大雨・洪水・高潮等の警報が発表され、警戒が必要であるが災害対策本部を設置までには至らないと認められるとき。 </div> <p>②本部設置：警戒本部設置（安全確保・避難誘導・情報収集・連絡活動・応急対応） → 気仙沼市教育委員会へ報告（被害の有無に関わらず必ず行う。）</p> <p>③校長（教頭）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：直ちに配備に就く。児童の安全と施設破損状況の確認を指示する。情報を確認する。児童の待機・避難の判断を行う。安全対策を検討する。 ●勤務時間外：災害の情報及び状況を確認する。児童の学習に影響がある被害があった場合は配備に就く。児童の安全と施設破損状況の確認を指示する。登校等の判断をする。 <p>④主幹教諭（防災主任）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：直ちに配備に就く。校長・教頭と連携し、児童の待機・避難を指示する。情報を収集する。本部会議で確認した事を教職員に周知する。 ●勤務時間外：災害の情報及び状況を確認する。児童の学習に影響がある被害があった場合は配備に就く。本部会議で確認した事を教職員に周知する。 <p>⑤教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内：全教職員が配備に就き、担当業務にあたる。 ●勤務時間外：予め定められた教職員は、学校での配備に就く。（教務主任、事務長、学校近隣在住職員） 配備教職員以外は、自宅等で学校からの連絡を待つ。
--

(3) 職員配備2号【第2号特別警戒配備】

<p>①配備発令基準</p> <p>○気仙沼地方に津波注意報が発表された時。</p>
<p>②本部設置：警戒本部設置（安全確保・避難誘導・情報収集・連絡活動・応急対応） → 気仙沼市教育委員会へ報告（被害の有無に関わらず必ず行う。）</p>
<p>③校長（教頭）の対応</p> <p>○勤務時間内：直ちに配備に就く。児童の安全確認を指示する。情報を確認する。児童の待機・避難の判断を行うとともに、安全に避難させる。安全対策を検討する。</p> <p>●勤務時間外：安全なルートを通り、直ちに学校での配備に就く。災害の情報及び状況を確認する。児童の安全の確認を指示する。登校等の判断をする。</p>
<p>④主幹教諭（防災主任）の対応</p> <p>○勤務時間内：直ちに配備に就く。校長・教頭と連携し、児童の待機・避難を指示する。情報を収集する。本部会議で確認した事を教職員に周知する。</p> <p>●勤務時間外：直ちに学校での配備に就く。情報を収集する。本部会議で確認した事を教職員に周知する。</p>
<p>⑤教職員</p> <p>○勤務時間内：全教職員が配備に就き、担当業務にあたる。</p> <p>●勤務時間外：予め定められた教職員は、学校での配備に就く。（教務主任、事務長、学校近隣在住職員） 配備教職員以外は、自宅等で学校からの連絡を待つ。</p>

(4) 職員配備3号【第1号非常配備】

<p>①配備発令基準</p> <p>○気仙沼地方で震度5弱・5強の地震が観測された時。 ○大雨・洪水・高潮等の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき、又は局地的な災害が発生したとき。</p>
<p>②本部設置：災害対策本部設置（安全確保・避難誘導・情報収集・連絡活動・応急対応） → 気仙沼市教育委員会へ報告（被害の有無に関わらず必ず行う。）</p>
<p>③校長（教頭）の対応</p> <p>○勤務時間内：直ちに配備に就く。迅速に避難誘導をさせる。（第二、第三避難場所への避難を含む。）施設破損状況の確認を指示する。情報を確認する。児童の待機・避難の判断を行うとともに、安全に避難させる。安全対策を検討する。避難者の対応を指示する。</p> <p>●勤務時間外：直ちに学校での配備に就く。災害の情報及び状況を確認する。児童の安全と施設破損状況確認を指示する。登校等の判断をする。</p>
<p>④主幹教諭（防災主任）の対応</p> <p>○勤務時間内：直ちに配備に就く。校長・教頭と連携し、児童の避難を指示する。（第二、第三避難場所への避難を含む。）情報を収集する。全職員の業務を的確に指示し、迅速な対応を施す。</p> <p>●勤務時間外：直ちに学校での配備に就く。校長・教頭からの指示事項を全教職員に周知する。</p>
<p>⑤教職員</p> <p>○勤務時間内：全教職員が配備に就き、担当業務にあたる。</p> <p>●勤務時間外：全教職員が学校での配備に就き、担当業務にあたる。</p>

(5) 職員配備4号【第2号非常配備】

① 配備発令基準

- 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- 気仙沼地方で震度6以上の地震が観測された時。
- 大雨・洪水・高潮等の警報が発表され、市の全域にわたって災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- 大規模な火災による災害が発生し、総合的な対策が必要と認められるとき。

② 本部設置：災害対策本部設置（安全確保・避難誘導・情報収集・連絡活動・応急対応）

→ 気仙沼市教育委員会へ報告（被害の有無に関わらず必ず行う。）

③ 校長（教頭）の対応

- 勤務時間内：直ちに配備に就く。迅速に避難誘導をさせる。（第二、第三避難場所への避難を含む。）施設破損状況の確認を指示する。情報を確認する。児童の待機・避難の判断を行うとともに、安全に避難させる。安全対策を検討する。避難者の対応を指示する。
- 勤務時間外：直ちに学校での配備に就く。災害の情報及び状況を確認する。児童の安全と施設破損状況確認を指示する。登校等の判断をする。状況によっては、市民会館で市教委と合流し、必要に応じて市危機管理課と連携する。
※津波警報・大津波警報が発表された又は大雨・洪水・高潮により校舎の浸水が考えられるときは自宅待機。今後の対応について考え、状況に応じ指示を出す。

④ 主幹教諭（防災主任）の対応

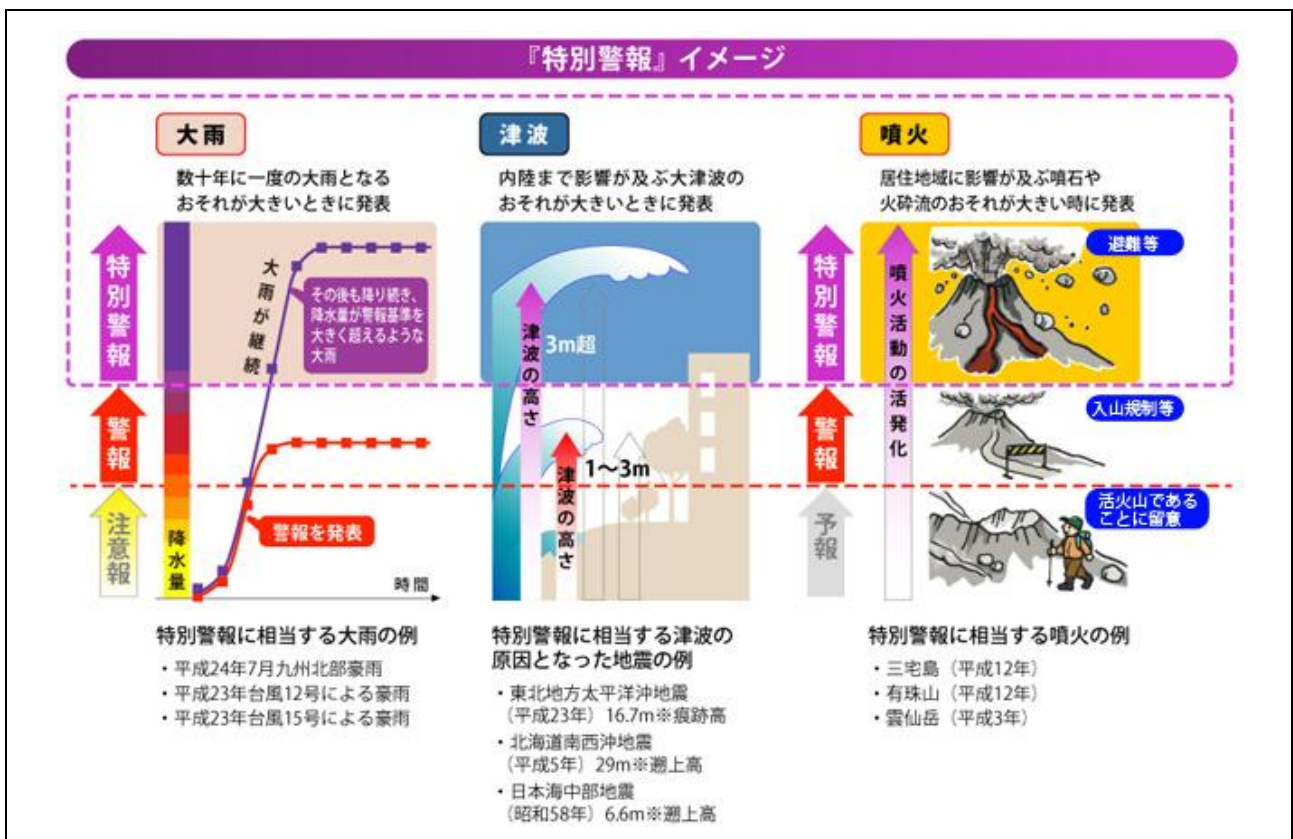
- 勤務時間内：直ちに配備に就く。校長・教頭と連携し、児童の避難を指示する。（第二、第三避難場所への避難を含む。）情報を収集する。全職員の業務を的確に指示し、迅速な対応を施す。
- 勤務時間外：直ちに学校での配備に就く。校長・教頭からの指示事項を全教職員に周知する。
※津波警報・大津波警報が発表された又は大雨・洪水・高潮により校舎の浸水が考えられるときは自宅待機。今後の対応について協議し、決まったことを職員に周知する。

⑤ 教職員

- 勤務時間内：全教職員が配備に就き、担当業務にあたる。
- 勤務時間外：全教職員が学校での配備に就き、担当業務にあたる。
※津波警報・大津波警報が発表された又は大雨・洪水・高潮により校舎の浸水が考えられるときは自宅待機。今後の対応について指示を待ち、指示を受けて対応する。

I-4 特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合



I-5 津波注意報・警報発令時の登校・下校

(1) 津波注意報

危険な箇所近づかないように登校・下校。ただし、浸水想定域や避難区域に該当する場合は下校させない。保護者に引き渡す場合には、浸水想定域外・避難区域外かを確実に聞き取り、安全を確認する。

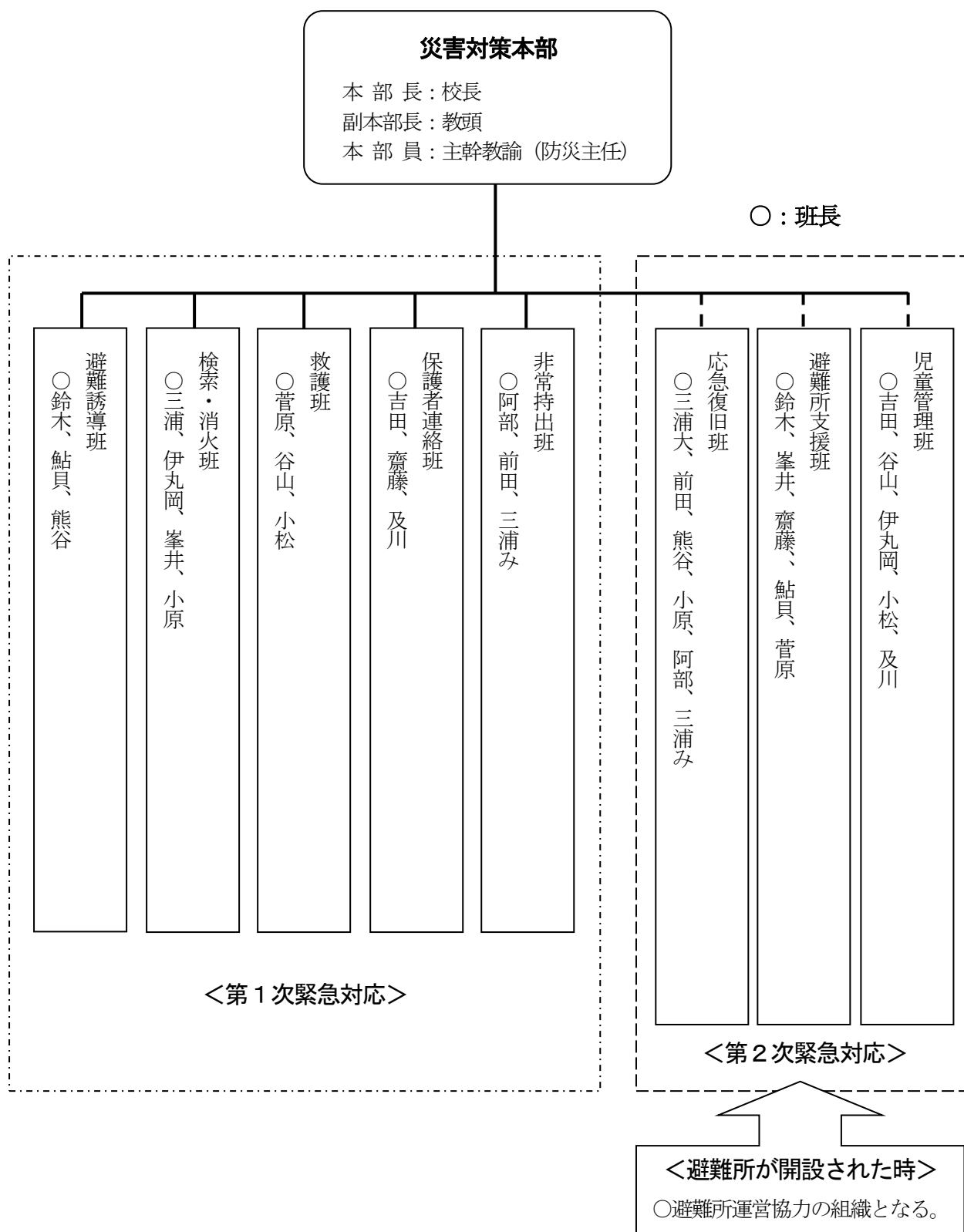
(2) 津波警報・特別警報

登校前であれば、臨時休校とし、各家庭に避難を呼びかける。

登校後であれば、授業を打ち切り、避難行動をとる。引き渡しは行わない。

I-6 校内災害対策本部組織（含 防火）

- (1) 連絡体制：本部長（副本部長） ⇔ 主幹教諭（防災主任） ⇔ 班長 ⇔ 班員
- (2) 本部長代理順位：①教頭 ②主幹教諭（防災主任） ③教務主任 ④安全主任
- (3) 緊急対応：第1次緊急対応を優先にし、状況に応じて柔軟化する。



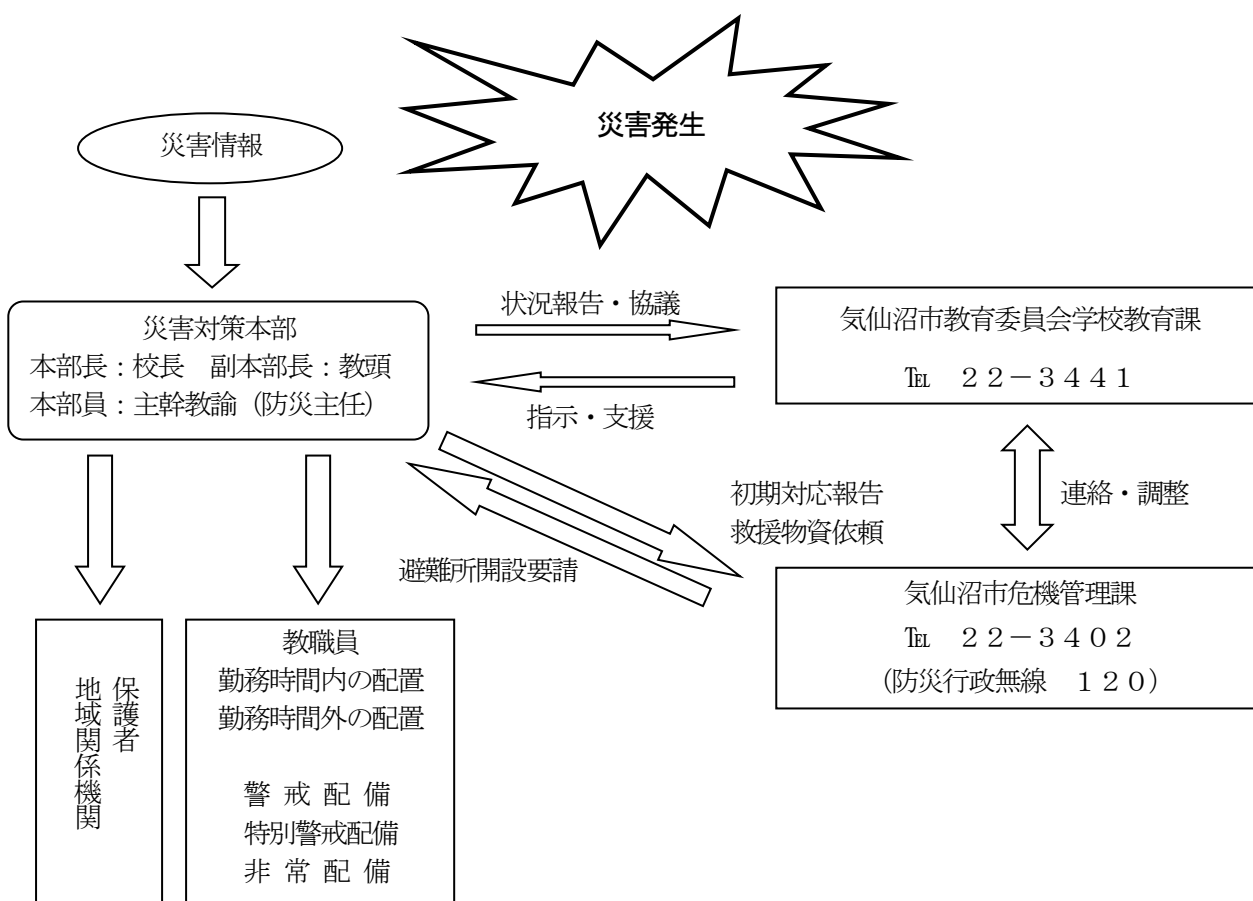
I-7 校内災害対策本部組織の業務内容

班 名	業務内容	主な必要物品
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○気仙沼市教育委員会、気仙沼市災害対策本部、父母教師会等との連絡調整及び報告 ○情報収集（気象庁・災害状況・交通情報等） ○報道機関との連絡・対応 	拡声器、メガホン、ホイッスル、トランシーバー、ラジオ、テレビ、懐中電灯、乾電池、児童名簿 等
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○非常時直後の児童の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路での避難誘導 ○行方不明者等の本部への報告 	拡声器、メガホン、ホイッスル、懐中電灯 等
検索・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の検索と救出・救命 ○被害状況の確認と本部への報告 ○火災が発生した時の初期消火 ○検索や初期消火の必要がない時は、避難誘導班の支援 	軍手、消火器、防煙マスク、安全点検表、バール、スコップ 等
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品、担架、AEDの搬出 ○負傷者の応急手当（検索・消火班との連携） ○救護所の設営 ○「心のケア」の実施 	医薬品（救急箱）、担架、AED、毛布、シート 等
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○メールによる保護者への一斉配信 ○電話連絡等の対応 ○地域防災無線を活用しての連絡 ○引き渡しの対応（計画を含む） 	児童名簿、緊急連絡網、引き渡しカード 等
非常持出班	<ul style="list-style-type: none"> ○非常持出品の搬出・確認 ○救護班との連携（医療機関への連絡・調整） ○避難誘導班の支援 	非常持出品、関係機関電話番号等一覧表 等
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握と本部への報告 ○ライフラインの確認 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示設置 	ロープ、各種表示、各種工具 等
児童管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全管理 ○本部への報告と連絡 ○引き渡しの実施 	児童名簿（出席簿） 引き渡しカード 安全・安心カード
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の避難場所確保 ○気仙沼市災害対策本部との連携 ○必要物品の搬入と支援 	避難所備蓄品、毛布、シート、放送機器、各種表示、腕章 等

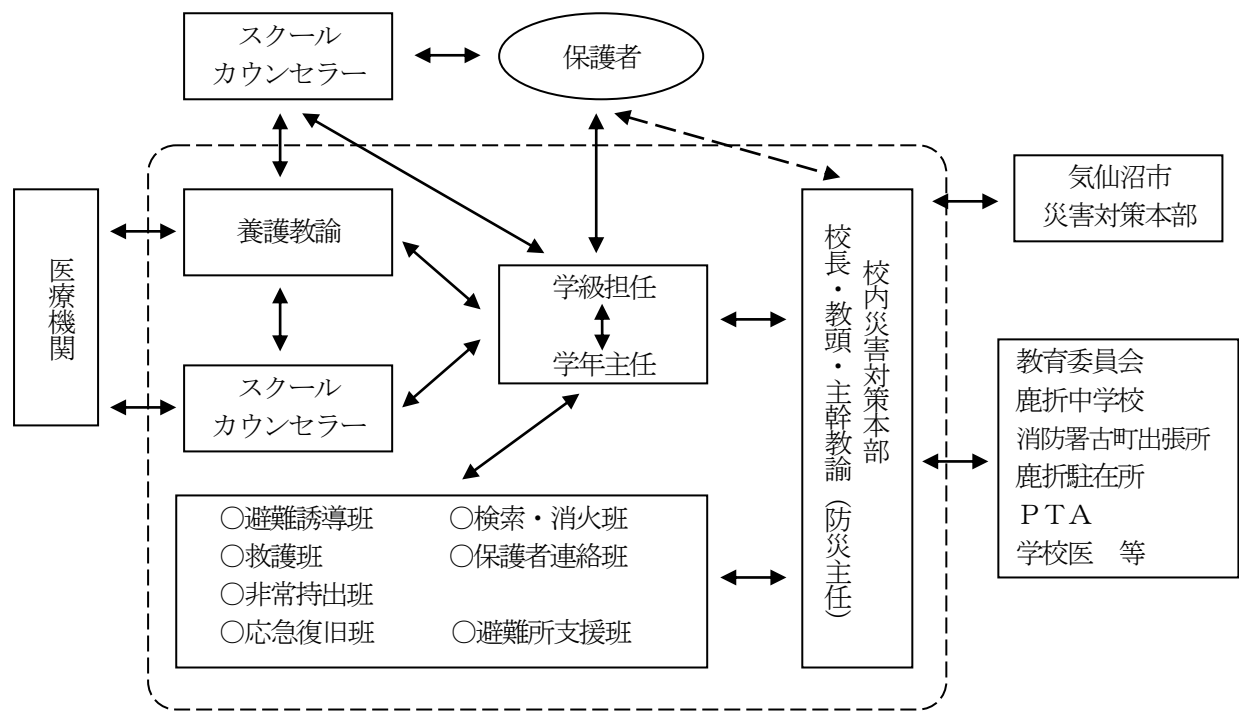
I-8 連携機関

機 関	電話番号	機 関	電話番号
気仙沼市役所	22-6600	気仙沼市役所危機管理課（直通）	22-3402
気仙沼市教育委員会（直通）	22-3441	鹿折中学校	22-6764
鹿折公民館	22-6937	鹿折学童センター	22-8848
気仙沼警察署	22-7171	鹿折駐在所	22-6732
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防本部	22-6688	気仙沼消防署	22-6687
気仙沼消防署古町出張所	25-8719	警備保障会社（セコム）	23-2571
システム防災	23-6857	父母教師会会長（ ）	—

I-9 情報連絡体制図



I-10 校内連絡体制図



Ⅱ－１ 大地震後に津波被害が想定される時の対応と避難誘導

※地震が発生し、津波の被害が想定されない時も、以下の対応に準じ、本部長（校長）の指示に従い、児童の安全を最優先に対応する。

（１）在校時の発生

宮城県沖等を震源とし、気仙沼地方各地で震度6弱以上の地震を想定した時

◎ 数秒後に停電し、校内放送ができない状況

①安全確保・安全点検

○教職員の行動

- ・指定職員(複数)は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。
「地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。」
- ・火気を使用中であれば、あわてずに火の始末をする。
- ・指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりたい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は、初期消火を行う。
- ・指定職員(避難誘導班)は、避難経路の安全確認をする。
- ・指定職員(検索・消火班)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
- ・指定職員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。

○児童への対応

- ・休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所に移動し、指導する。
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。
- ・壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けないようにさせる。
- ・頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ・安心させるような声を掛け続ける。
- ・指定職員(救護班)は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

○児童等

「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

- 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。
- 【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。
- 【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

②情報収集・避難の指示

- 本部長（校長） → 情報収集とともに、安全な場所への避難を指示する。
- ・津波被害を想定した第一避難場所（校庭）への誘導を判断する。
- ・悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。
- ・教頭と防災主任は、ラジオ、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
- ・津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。
- ・大津波警報が出ることが予想される場合には、第二避難場所（校舎西側高台）へ避難させる。
- ・津波注意報・警報の場合には、校舎の2階以上に避難する。（校舎の安全が確認されている場合）

<p>③避難誘導</p> <p><u>○教職員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れることがないように、避難前に人員を確認する。 ・落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。 ・自力で避難できない児童は、最も近い職員が支援して避難させる。 ・児童の不安を緩和するように、落ち着いて声掛けをする。 ・非常持出班は、非常持出袋を搬出して避難する。 ・防災主任は、ラジオ、防災行政無線等により、最新の情報収集に努める。 ・災害対策本部から指示が出された時は、第二避難場所（校舎西側高台）または 第三避難場所（興福寺）に避難させる。 ・保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。 <p><u>○児童</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、互いに協力しながら迅速に行動して避難する。 ・「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底して避難する。 （「お・は・し・も」の約束：災害発生時に避難する時の約束として、全ての場面に適用する。）
<p>④安否確認</p> <p><u>○教職員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長の指示で、学年ごとに整列させる。 ・名簿により、学年の人数と負傷者の人数を確認し、本部に報告する。 担任 → 学年主任 → 副本部長（教頭） → 本部長（校長） ・検索・消火班は、安否確認ができない児童の捜索を行う。 ・救護班は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。また、必要に応じて医療機関と連携を図る。
<p>⑤災害対策本部設置（分担業務開始）</p> <p><u>○教職員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長（校長）、副本部長（教頭）、防災主任の指示により、各業務にあたる。 ・必要に応じて、避難住民の対応にあたる。
<p>⑥避難場所での待機</p> <p><u>○本部長・教職員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。 ・避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。 （避難場所が屋内の場合と屋外の場合を考慮する。） ・必要に応じて、避難住民の対応にあたる。 ・本部長（校長）の指示に従って、各業務にあたる。 <p><u>○児童等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等同士、励まし合い、助け合いながら協力し合う。
<p>⑦事後の対応措置</p> <p><u>○教職員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長（教頭）は、児童等・教職員の被害状況や施設の状態等を気仙沼市教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。 ・防災主任は、災害の状況と今後の対応について、引き渡しを含め、保護者へ知らせる。 ※引渡しは原則行わない。 ・担任は、欠席児童の安否を確認する。 ・応急復旧班は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

(2) 登下校時の発生

宮城県沖を震源とし、気仙沼地方各地で震度6弱以上の地震を想定した時

◎ 停電、断水、公共交通機関がストップ、信号機も作動しない状況等（児童の安全確保を最優先とする。）

①安全確保・情報収集

○教職員

- ・学校にいる児童の安全確保・点検等は、在校時の対応を基本とする。
- ・防災主任は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ・児童が、在校している時は、安全な場所に避難させる。
- ・状況によって、登下校途中の児童の保護、安全な場所への誘導を行う。

○児童等

- ・建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。（「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所）
- ・危険な場所から、速やかに遠ざかるようにする。
(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)
- ・津波被害が心配される海岸地域では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災無線等で津波に関する情報があったりした時は、自らの判断で安全な場所に避難する。

②避難誘導

○教職員

- ・学校にいる児童の避難は、在校時の対応を基本とし、状況によって登下校途中の児童の保護活動を行う。

○児童等

- ・津波被害が心配される海岸地域では、予め定めている安全な場所へ急いで避難する。（高台等）
- ・最初の場所が、危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。
- ・児童等同士が、協力しながら避難する。

③災害対策本部設置（分担業務開始）

○教職員

- ・本部長（校長）、副本部長（教頭）、防災主任の指示により、各業務にあたる。
- ・必要に応じて、避難住民の対応にあたる。

④安否・被害状況確認

○教職員

- ・学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ・避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ・電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難所巡回等で所在、安否を確認する。
(避難確認カードの活用)
- ・避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

⑤事後の対応措置

○教職員

- ・副本部長（教頭）は、児童等・教職員の被害状況や施設の状態等を気仙沼市教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ・防災主任は、災害の状況と今後の対応について、引き渡しを含め、保護者へ知らせる。
- ・担任は、欠席児童の安否を確認する。
- ・応急復旧班は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

(3) 校外活動時の発生

宮城県沖を震源とし、気仙沼地方各地で震度6弱以上の地震を想定した時

◎ 停電、断水、公共交通機関がストップ、信号機も作動しない状況等（児童の安全確保を最優先とする。）

①安全確保・情報収集

○教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。（引率職員）
- ・防災主任は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ・班別行動（学習）中に地震が発生した時は、引率職員が、安否の確認と状況によって保護活動を行う。
- ・強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報などの発表を待たず、直ちに避難させる。
- ・情報は、避難先で確認する
- ・交通機関（公共交通機関も含む）を利用している時は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

○児童等

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- ・教職員の指示をよく聞き、あわてずに行動する。
- ・頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。

②避難誘導

○教職員

- ・安全な場所への避難を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。
- ・避難後、状況を学校へ連絡する。（携帯電話、メール等）

○児童

- ・教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- ・教職員が近くにいらない場合は、安全な場所に急いで避難する。
(津波被害が想定される場所では、高台や頑丈な高い建物等に避難する。)
- ・最初の場所が危険と判断されたら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど、津波の心配がなくなるまで戻らない。

③安否確認

○教職員

- ・避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ・状況によって、避難場所を回り、所在、安否を確認する。（関係機関と連携を図る。）

④災害対策本部設置（分担業務開始）

○教職員

- ・本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務にあたる。
- ・必要に応じて、避難住民の対応にあたる。

⑤事後の対応措置

○教職員

- ・副本部長は、児童等・教職員の被害状況や施設の状態等を気仙沼市教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ・防災主任は、災害の状況と今後の対応について、引き渡しを含め、保護者へ知らせる。
- ・担任は、欠席児童の安否を確認する。
- ・応急復旧班は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

(4) 学校施設活用事業等の活動時の発生

宮城県沖を震源とし、気仙沼地方各地で震度6弱以上の地震を想定した時

- ◎ 数秒後に停電し、体育館内の放送ができない状況等
(児童の安全確保を最優先とする。教職員は、関係者と連携して対応する。)

①安全確保・安全点検

○活動指導者

- ・指導責任者は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動をさせる。

「地震です。安全な場所に移動し、姿勢を低くしなさい。落下物に注意しなさい。」

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。
- ・壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせるとともに、頭部を保護させる。
- ・安心させるような声をかけ続ける。
- ・揺れが収まりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した時は、初期消火を行う。

○児童等

「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

【体育館】安全場所に移動し、姿勢を低くする。天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

②情報収集・避難の指示

○活動指導者

- ・情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。
- ・活動指導者は、ラジオ、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ・津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。
- ・悪天候(強風雨、低温等)や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な時は、最も安全な避難場所を決定する。
- ・避難時間が確保できる時は、第一避難場所(校庭)へ避難させる。

③避難誘導

○活動指導者

- ・落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。
- ・自力で避難できない児童は、大人が支援して避難させる。
- ・児童の不安を緩和するように、落ち着いて声掛けをする。
- ・活動指導者は、ラジオ、防災無線等により、常に情報収集する。
- ・第一避難場所が危険と判断した場合は、より安全な避難場所(第二避難場所)に誘導する。
- ・指導者同士が連携を図り、安全に素早く誘導する。

○児童

- ・活動指導者の指示に従い、迅速に行動する。
- ・児童同士が、協力しながら避難する。

④安否確認

○活動指導者

- ・当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ・市の担当職員は、安否確認ができない児童の捜索を行う。
- ・活動指導者は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ・活動指導者は、必要に応じて医療機関との連携を図る。
- ・活動指導者は、本部長(校長)に連絡をし、状況を報告するとともに、本部長(校長)と連携して対応する。

⑤災害対策本部設置（分担業務開始）
<p>○活動指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の指示により、合流した教職員と連携し、できる範囲での業務にあたる。 ・ 児童の安否確認を最優先にする。 ・ 駆け付けた教職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

⑥避難場所での待機
<p>○活動指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。 ・ 避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童の体調管理、心理面のサポートにあたる。（避難場所が、屋内の場合と屋外を考慮する。） ・ 本部長（校長）及び駆け付けた教職員の指示に従い、できる範囲での業務にあたる。

⑦事後の対応措置
<p>○教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動指導者は、本部長（校長）または駆け付けた教職員に、児童等の被害状況や施設の状況等を報告する。 ・ 本部長（校長）または駆け付けた教職員は、児童等の被害状況や施設の状況等を気仙沼市教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。 ・ 活動指導者は、駆け付けた教職員と連携し、災害の状況と今後の対応について、引き渡しを含め、保護者へ知らせる。

(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）

宮城県沖を震源とし、気仙沼地方各地で震度6弱以上の地震を想定した時

◎管理職はもとより、教職員は、宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準及び、気仙沼市教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備に就く。

①災害対策本部設置（分担業務開始）
<p>○本部長・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務にあたる。 <p>（自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがあるので、自らの安全を確保した上で校務にあたる。また、津波警報等が発表中は、学校を含め、避難区域には立ち入らない。）</p>

②安否確認
<p>○教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。 ・ 各種連絡方法（電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル等）、家庭訪問、避難場所等を回り、児童及び家族、教職員の所在、安否を確認する。 ・ 関係機関等と連携する。
<p>○児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異状が生じた場合には、安全を確保した上で早く学校に連絡する。（安否、所在、家族の被災状況、けが状況等） ・ 災害後最初の登校日に、担任による被災状況の聞き取りを行う。

③被害状況の確認
<p>○教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

<p>④事後の対応措置</p> <p>○本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、児童等全員の安否確認を指示する。 ・対応措置について、気仙沼市教育委員会に報告する。
<p>○教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長は、児童等・教職員の被害状況や施設の状況等を気仙沼市教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。 ・防災主任は、災害の状況と今後の対応を保護者へ知らせる。 ・応急復旧班は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

Ⅱ－２ 大地震以外に想定される災害等への基本対応

(1) 自然災害（突然の豪雨・落雷・暴風・台風・風雪等）

①気仙沼市教育委員会へ対応の報告をする。（教頭）
②メール配信システムを使って、家庭に児童の出迎えについての連絡を行う。
<p>③出迎え困難な児童の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豪雨・・・比較的穏やかになるまで、学校に待機させる。 ○落雷・・・雷雲が去るまで、学校に待機させる。 ○暴風・・・風が、比較的穏やかになるまで、学校に待機させる。 ○台風・・・風雨が、比較的穏やかになるまで、学校に待機させる。 ○風雪・・・風雪が、比較的穏やかになるまで、学校に待機させる。 <p>※状況に変化がないと予想される場合は、職員が、直接保護者に連絡をする。</p>
<p>④学校待機後の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡に当たる職員1名を職員室に待機させる。 ○教師の引率により、地区ごとに集団下校させる。 <p>※児童だけの下校はさせない。</p>

(2) 地震発生

①担任の指示や緊急放送により、避難訓練と同様、各自安全を確保させる。
②テレビによって、情報を収集する。
③余震の恐れがある場合は、児童を第一次避難場所（校庭）へ避難させる。
④児童の人数と安全を確認し、必要な場合は、校長の指示により、検索活動を行う。
⑤大津波警報が発令され、校舎の倒壊等がない場合には、児童を第二次避難場所（校舎西側高台）へ避難させる。
⑥メール配信システムを活用し、保護者へ学校の対応を周知する。

(3) 津波注意報・警報

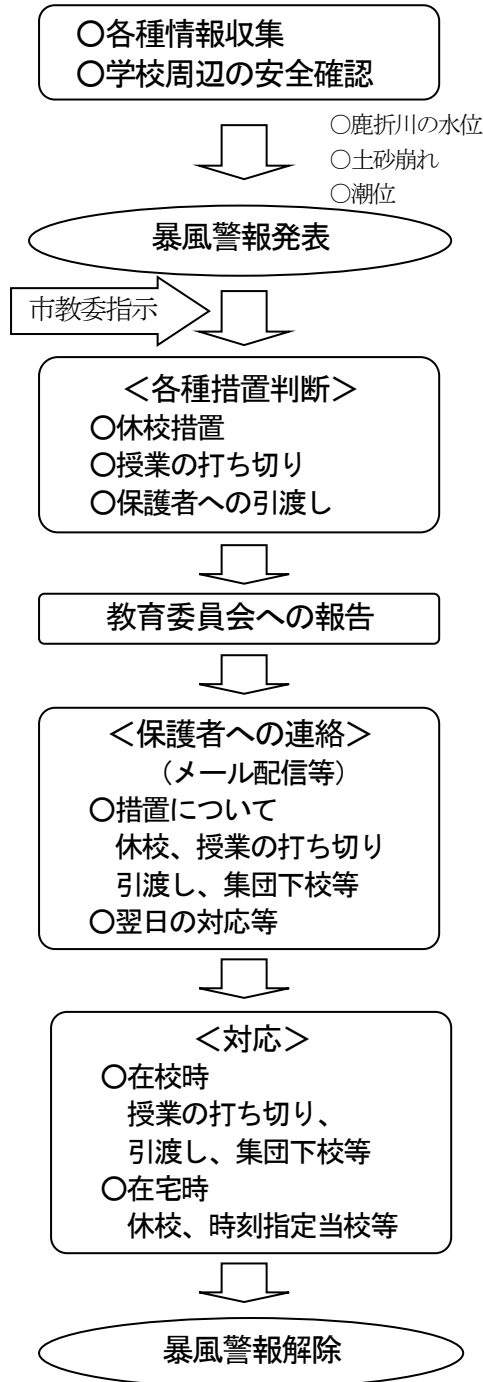
<p>①登校前</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波注意報が発令された場合、情報を確認し、安全が確保できると判断された場合、原則、保護者の送迎で登校。（原則、臨時休業の措置はとらない） ○津波警報が発令された場合、自宅待機（臨時休業の措置もある）
<p>②登・下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各自が安全確保に努める。 （各地区指定の場所、あるいは公園、空き地など、高台で安全な場所へ避難する。） ○児童の所在の確認と保護（校内・通学路・避難場所等を確認し、被害状況の把握に努める。） ○メール配信システム等を使って保護者へ連絡し、児童の引渡しを行う。

③在校中

- 児童は、下校させず、教室内に待機させる。
- メール配信システムを活用し、保護者へ学校の対応を周知する。
- 校長を対策本部長とし、対策本部を職員室に設置して関係機関との連携を図る。
- 各地域の住民が、避難できるように体育館を避難所として開設する。
- 救急箱を準備し、けが人や事故者に対応する。

Ⅱ-3 風水害が想定される場合の対応（暴風・大雨・洪水・大雪警報等の発表）

(1) 暴風警報発表時の対応（災害発生前）



台風が接近していることを想定した時

教職員

- 気象情報を確認するとともに、河川・道路情報、交通機関状況を確認する。
- 通学路を含め、学校周辺の安全を確認する。
- ※警報発表の前に、対応をとることもある。

校長

- 校長は、休校、授業の打ち切りを判断する。
- 各種情報(気象情報、目視等)から下校時の措置(引渡し、集団下校)を判断する。

教頭

- 休校等の措置の状況を報告する。

主幹担任

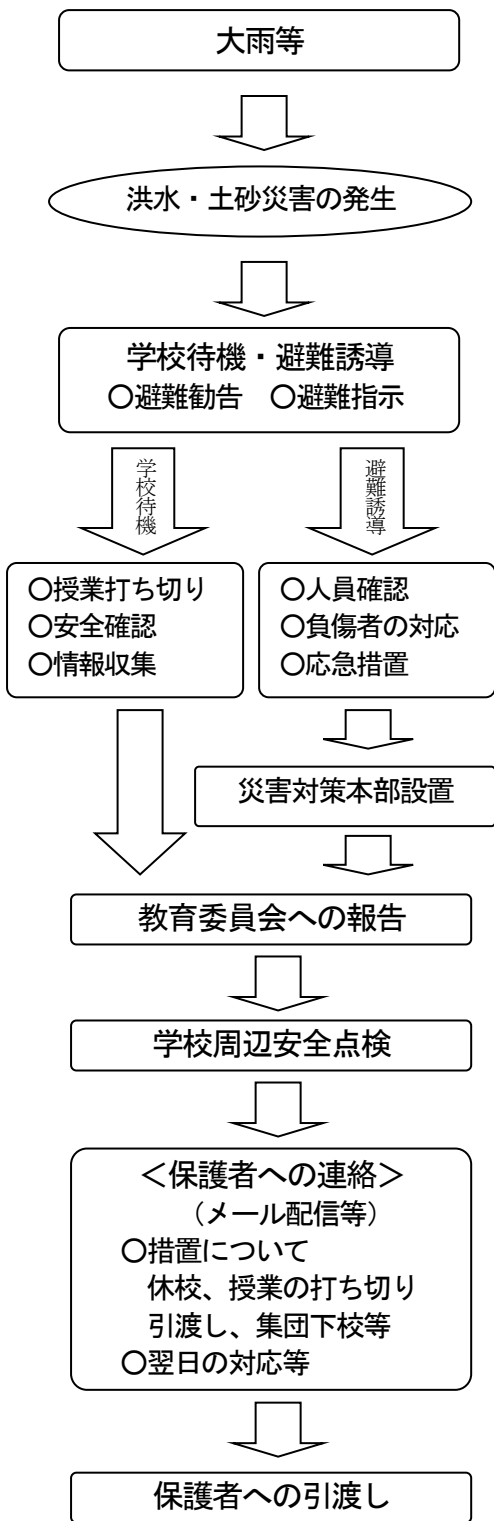
- 各種措置対応について、保護者へ連絡する。(メール配信、電話等)
- ※休校措置については、可能な限りテレビ、ラジオ局などの報道機関を活用する。

教職員

- 必要に応じて、保護者への引渡しを実施する。
- 学校の対応についてのプリントを配布する。
- 引渡しまで時間を要する児童は、学校に待機させる。
- ※保護者以外の引渡しについては、事前に確認しておく。(子ども安全・安心カード)

(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）

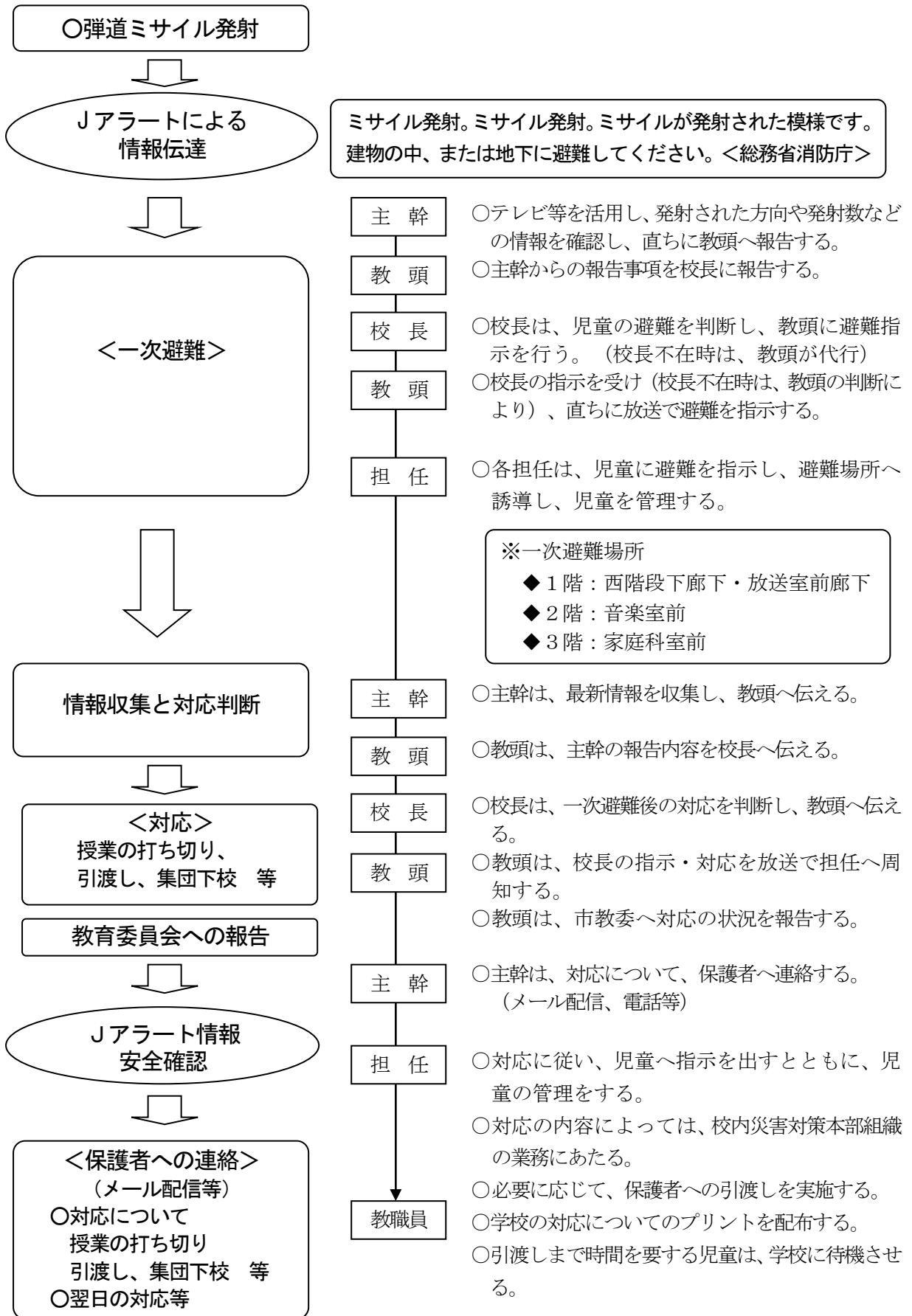
台風が接近していることを想定した時



- 気象情報を確認するとともに、河川・道路情報、交通機関状況を確認する。
- 通学路を含め、学校周辺の状況を監視する。
- ※校庭西側の斜面に、地滑りの危険がある。
- ※地域の低地が、浸水している。
- 学校待機が危険と判断した時は、安全な場所に避難誘導する。
- 避難の際は、適切な避難経路を確認し、教職員が引率する。
- 悪天候での避難誘導も想定し、移動手段を確認する。（バス、保護者の車等）
- 避難終了後、人員を確認する。
- 負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急処置や医療機関への搬送を行う。
- ※状況によっては、関係機関に連絡をし、救援を依頼する。
- 校長の指示の下、災害対策組織に基づく業務にあたる。
- 児童の安否、被害状況、休校措置等の報告をする。
- 消防団等と連携し、通学路を含めた学校周辺の安全点検を行う。
- 各種措置対応について、保護者へ連絡する。（メール配信、電話等）
- ※休校措置については、可能な限りテレビ、ラジオ局などの報道機関を活用する。
- 保護者への引渡しを実施する。
- 学校の対応についてのプリントを配布する。
- 引渡しまで時間を要する児童は、学校に待機させる。
- ※保護者以外の引渡しについては、事前に確認しておく。（子ども安全・安心カード）

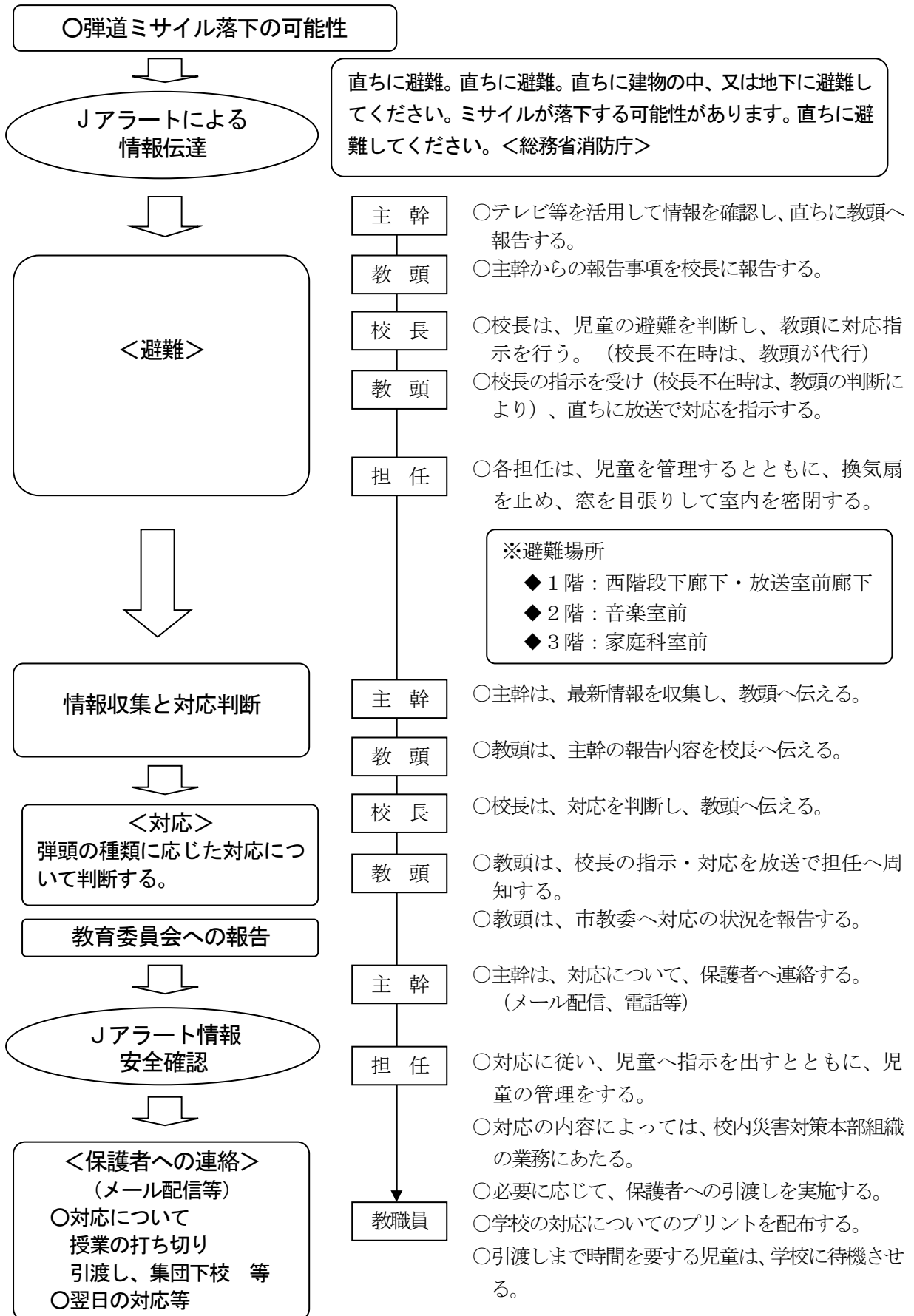
Ⅱ-4 Jアラートの対応（大原則：安全が確認されるまで児童は留め置く）

（1）児童が学校にいる場合の弾道ミサイル発射時の対応（日本に飛来する可能性がある場合）



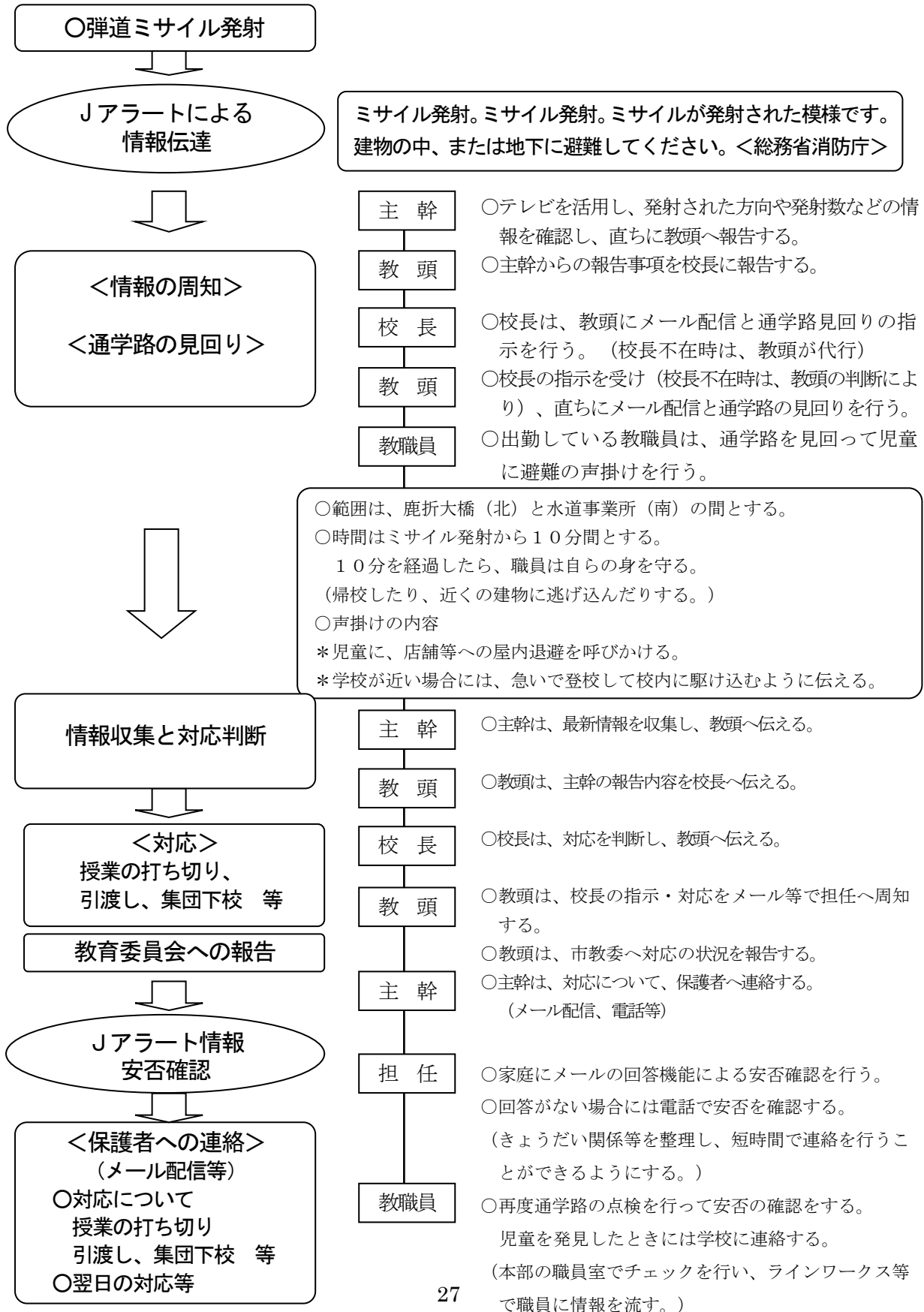
(2) 児童が学校にいる場合の弾道ミサイル落下時の対応

(日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



(3) 登下校中の弾道ミサイル発射時の対応（日本に飛来する可能性がある場合）

- ①校内放送で外部にも聞こえるように避難行動を呼びかける。
- ②保護者、職員へのメールを配信する。
(あらかじめ、すぐに配信できるように定型文を作成しておく。)
- ③職員による児童の安全確保を行う。
○出勤している教職員が分担して通学路を見回り、児童に避難の声掛けを行う。



Ⅱ-5 不審者への対応

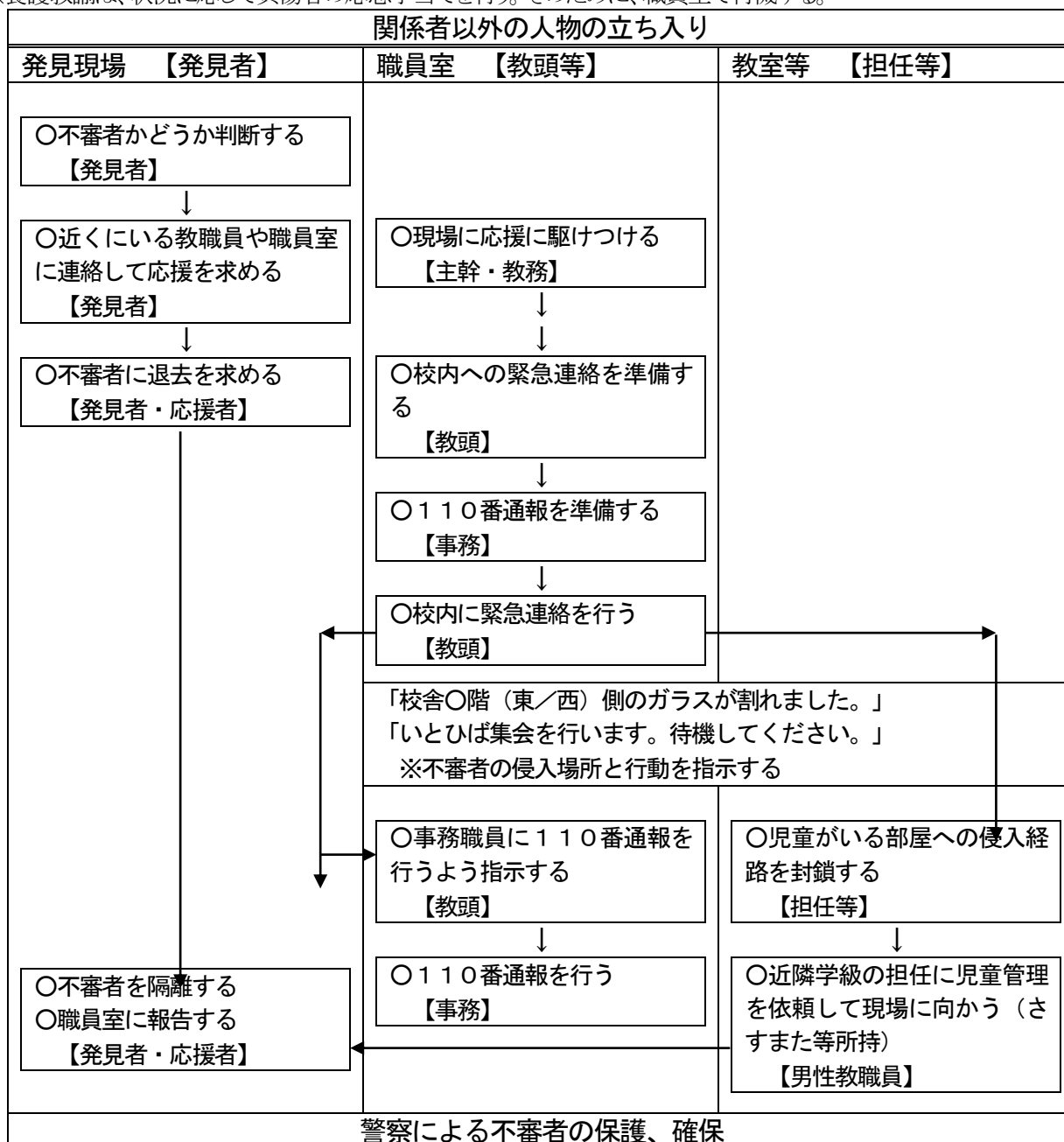
1. 不審者侵入の防止

段階	具体的な対策
A 校門	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登下校時以外は閉めるようにする。 ・開閉は教師が行うようにし、児童に行わせないようにする。
B 校門から校舎への入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・来校者には必ず声をかけ、名前と用件を聞く。 (呼びかけを無視したり、来校の正当な理由を答えられなかったりしないか、不審な言動をしていないか、不自然な場所に立ち入っていないか等を確認) ・防犯カメラで校舎入り口に近づく人が不審者でないかを確認する。
C 校舎への入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・職員玄関からの出入りを指定する。 ・来校者名簿への記入と、ネームプレート(来校者証)の着用を依頼する。

2. 対応の方法

※不審な人物への対応の中心は、教頭、主幹教諭、教務主任とし、相手を刺激しないように留意する。

※養護教諭は、状況に応じて負傷者の応急手当を行う。そのために、職員室で待機する。



- ※ 不審者が確保されたことを確認した後、教頭から全校に情報と指示を伝える。
「不審者は警察に取り押さえられました。児童の状況を確認しますので、職員室にインターホンで報告してください。」
- ※ 担任は児童の状況を確認して、教頭に報告する。
【学年、組、在籍数、欠席等の状況、避難した児童数、児童の状況】
「〇年〇組、在籍〇名。欠席や早退の児童は〇名です。〇名の避難が完了して無事です。」

3. 事後の対応

<p>①報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不審者や警察、児童誘導、被害者等への対応など、関わった職員からの情報を教頭が集約し、校長に報告する。 ○校長は、状況と対応について気仙沼市教育委員会へ報告する。
<p>②情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者がいる場合は、保護者等の関係者や病院との連絡が常に取りれる状態にする。 ○臨時教職員打ち合わせを行い、「学校の今後の対応」と「各教職員が今後どう行動するか」を確認する。 (状況説明・情報共有・事後対応の統一・児童や保護者への説明の統一) ○各教室で担任から児童へ説明する。
<p>③マスコミへの対応、保護者対応、児童への対応窓口の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスコミへの対応 ⇒ 教頭 ○保護者への対応 ⇒ 教頭 ○児童への対応 ⇒ 学級担任 (対応事項は、教頭に確認する。)

4. その他

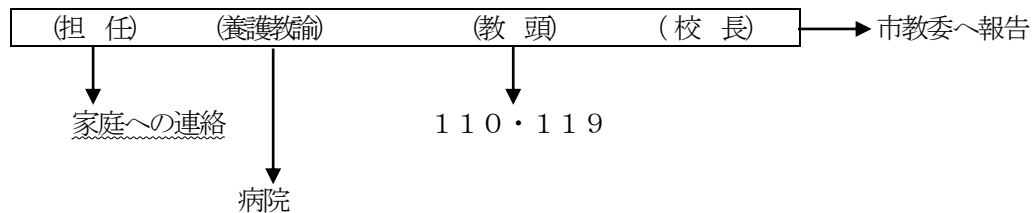
<ul style="list-style-type: none"> ○不審者の校地・校舎内への侵入時の対応 (避難誘導指示) <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保を第一とし、安全な方法で避難の指示を出す。 (合い言葉による校内放送を行い、不審者を興奮させないように留意する。) 「校舎〇階 (東/西) 側のガラスが割れました。いとひば集会を行います。教室で待機してください。」 ○教室等に不審者を侵入させないため、施錠やバリケードの設置などできる限りの措置を行う。 ○不審者が校地内に侵入することを防ぐため、使用しない時間には門を閉める。また、職員玄関を除き、校舎を施錠する。 ○休憩時間等に、校庭に不審者が侵入した場合には児童を校舎内に誘導し、複数名の教職員で不審者に対応するようにする。 ○児童が不審だと思われる人物や不審物を発見した場合の対応として、すぐに近くにいる教員や大人に報告するよう指導する。不審者の場合、決めつけて騒ぎ立てることで相手を刺激することになりかねないので、騒がず落ち着いて素早く報告するようにさせる。
--

Ⅱ－6 事故発生時の対応

- ①事故発生時には、生命の尊重を第一に考えて対応する。
- ②関係機関への報告は、迅速にし、気仙沼市教育委員会・気仙沼教育事務所等への報告は、管理職が行う。
- ③対応の方法（状況に応じて、柔軟に対応する。）下図を基本とし、チームで対応する。

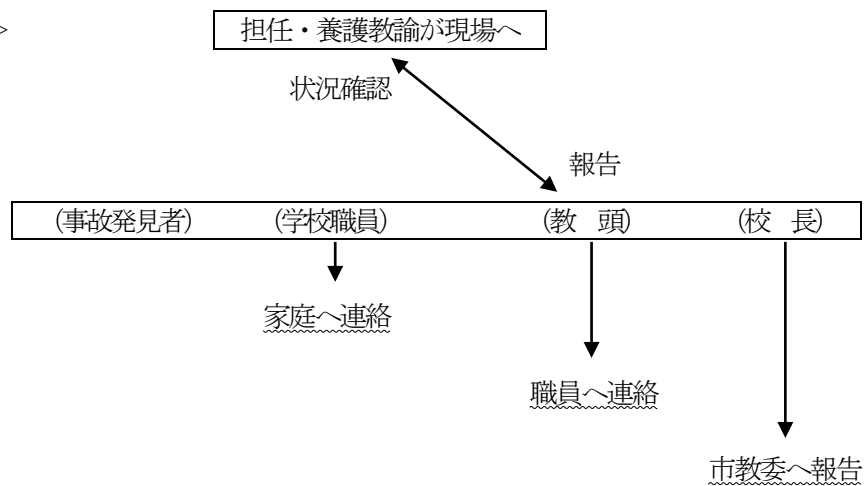
○平日・校内での事故

<事故発生>



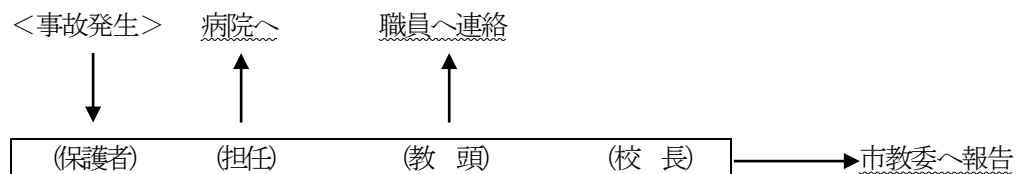
○平日・校外での事故

<事故発生>



○休日・校外での事故

<事故発生>



※事故に居合わせた児童がいる場合、事故にあった本人はもとより、加害児童等への心のケアを十分に行う。
事故の状況について周囲の児童に聞き取りを行い、事実確認を早急に行う。

Ⅱ－７ 女川原子力発電所事故発生時における対応

本校は女川原子力発電所から直線距離で58.5kmの位置にあり、UPZ（Urgent Protective Action Zone：緊急防護措置を準備する区域）圏外の扱いとなる。

気仙沼市では、女川原子力発電所に事故が生じた際の対応マニュアル等は整備されていないため、災害が発生した場合には、国及び宮城県、気仙沼市の災害対策本部の指示に従って行動することになる。防護措置が実施されるのは、3段階の緊急事態区分のうち、GEレベルになる。

※SEは防護措置の準備開始

緊急事態区分の3段階 EAL (Emergency Action Level)

AL：警戒事態（震度6弱以上の大地震等）

SE：施設敷地緊急事態（全交流電源喪失等）【原災法10条】

GE：全面緊急事態（冷却機能喪失等）【原災法15条】

緊急事態が生じた際には、次のように対応する。（※保護者への引渡しを基本とする。）

【児童在宅中】

○学校から家庭にメール配信を行う。

「屋内に退避し、テレビやラジオ等の報道から正確な情報を得ること。」

「学校からの連絡があるまで、登校（外出）を控えること。」

「政府等の諸機関からの情報をもとに、落ち着いて判断して行動すること。」

【児童登校中】

段階	職員の対応					児童の動き
	校長	教頭	主幹	担任等	養護	
事故発生	対応についての協議 教育委員会の指示の確認		情報収集			防災無線や広報車等の情報を聞いて指示に従う
屋内待避の必要が生じる	検索及びメール配信（引渡し）の指示	メール配信（引渡し）	検索場所の割り振り	通学路の検索（登校を急がせる）	負傷者対応の準備（心のケア含む）	急いで登校する
児童登校	対応についての協議（引渡し・学校再開の目安）		引渡しの準備	児童の人数確認及び健康観察 扉と窓の密閉		下校の準備
児童の引渡し		教育委員会への報告	児童の引渡し ※児童の健康観察			下校する

【児童在校中】

段階	職員の対応					児童の動き
	校長	教頭	主幹	担任等	養護	
事故発生	対応についての協議 教育委員会の指示の確認		情報収集			指導者の指示に従う
屋内待避の必要が生じる	検索及びメール配信（引渡し）の指示	メール配信（引渡し）	対応についての校内放送	児童の下校準備	負傷者対応の準備（心のケア含む）	下校の準備
	対応についての協議（引渡し・学校再開の目安）		引渡しの準備	扉と窓の密閉		
児童の引渡し		教育委員会への報告	児童の引渡し ※児童の健康観察			下校する

Ⅱ－８ 学校生活の事故防止について

(1) これまでの事故を生かして

① 刃物の取扱について

- ・家庭科において調理実習等の包丁を使う際や、図工科においてカッターや彫刻刀、のこぎり等の刃物を使う際は、児童だけでの活動になるような状況は避け、担任以外の教員に見守りをお願いし複数の目で児童の活動を見守ることのできる体制をとるようにする。
また、活動前に児童間の距離を十分にとり、周囲に気を付けて作業を進めることを確実に指導する。

② 火気の取扱について

- ・理科において火気や熱湯を使うなどの危険を伴う実験を行う際は、担任以外の教員に見守りをお願いし、複数の目で児童の活動を見守ることのできる体制をとるようにする。
また、実験器具が机上にある状態では、実験以外の時間に器具は触らない等のルールを事前に十分に周知させる。

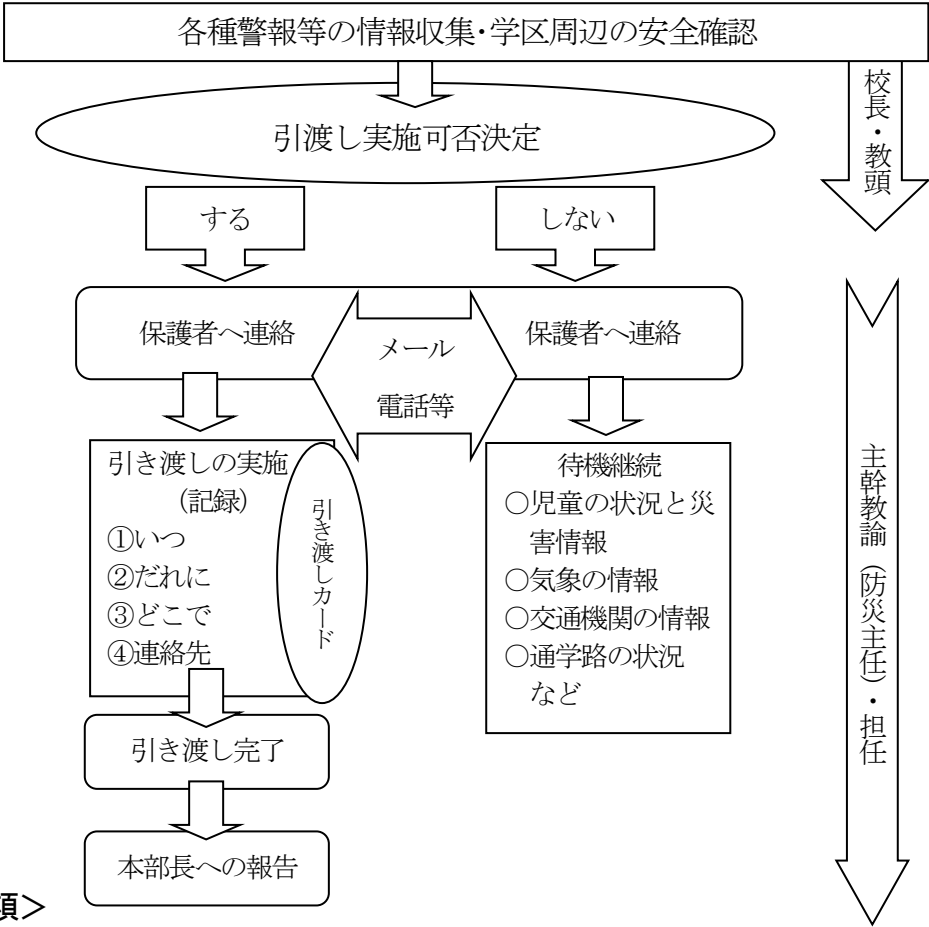
③ 机等の移動について

- ・児童がキャスター付き長机や衝立等重量のあるものを移動させる際は、原則教員が側につき、責任をもって見守るようにする。
- ・児童が移動させる際は、児童の発達段階に応じゆっくり転倒しないよう気を付けて移動させるようにさせる。

④ 体育館等の床板の剥離による負傷事故の防止

- ・床板の剥離による負傷事故の防止のため、バレーボール支柱等の体育器具設置に伴う床の傷や、木栓の浮きや抜け及びねじ頭の露出が無いかなども含めて点検を行う。
- ・児童に対し、床での滑り込みをしないよう指導する。

Ⅲ-1 保護者への引渡し（地震・津波等を想定）

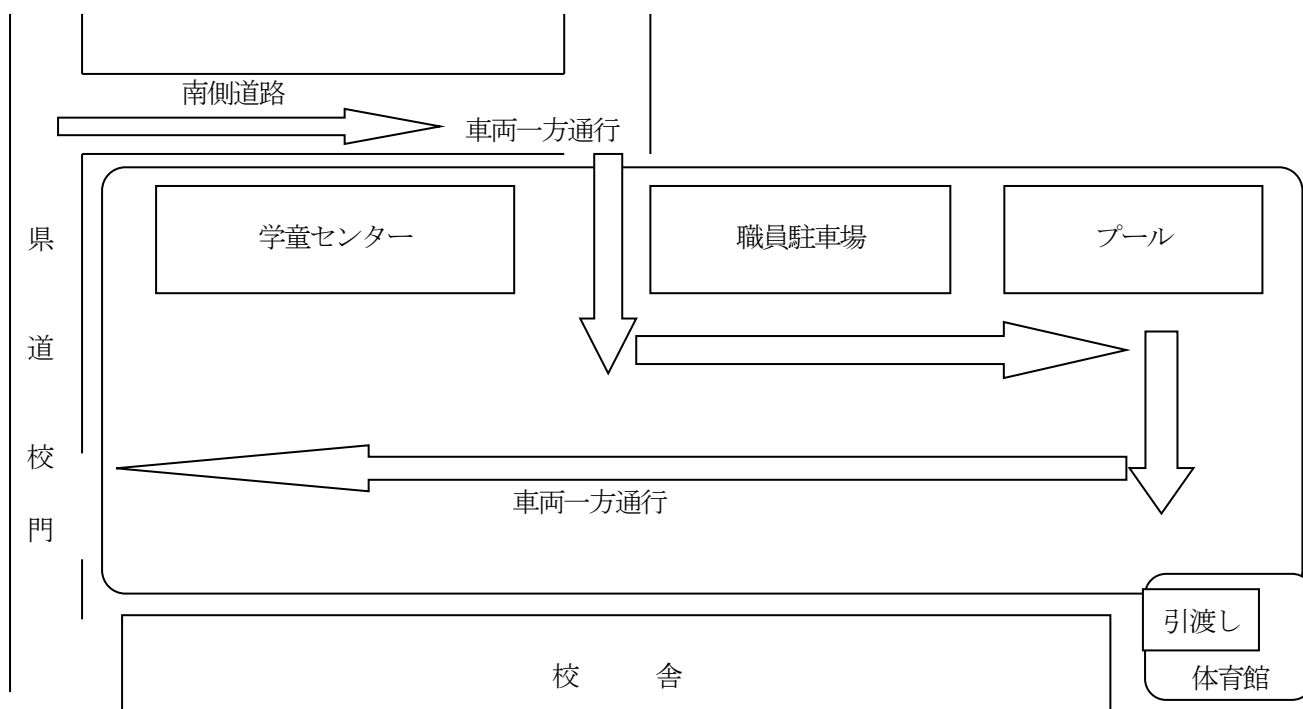


<留意事項>

- 各種情報を確認し、安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず、目視して状況を確認する。
- 引渡し実施可否の判断は、校長が行う。※津波到達の恐れがある場合には引渡しを行わない。
- 発災後、電話、メールが使用できなくなることから、事前に、文書等でとり決めておく。
- 保護者に対しても、災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。
- 保護者以外の引渡しについては、事前に確認し、児童名簿の中に引渡し者を明記する。

児童引渡しのルール		
震度・警報等	震度5弱以上 大津波警報 津波警報 暴風雨・大雪警報	○保護者への引渡しをしない。 ・警報が解除され、安全が確保された後に引渡す。 ・保護者が来るまで、学校に待機させる。 ・時間がかかっても、保護者が来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	特別警報 風雨・大雪注意報	○予想される風雨が強まる時間及び強さなど気象の状況等を考慮して引渡しを判断する。 ・基本的に、風雨が強まる前に引き渡しを行う。 川からの越水が迫っているとき、または、越水が始まったという情報があるときには引き渡しを行わない
	震度4以下 津波注意報 (情報収集)	○津波の到達予想時刻及び高さや範囲、気象の状況等を考慮して引渡しを判断する。 ・児童の家庭へのルートの安全が確認できる場合は、引渡しを行う。

Ⅲ-2 引渡し的要領



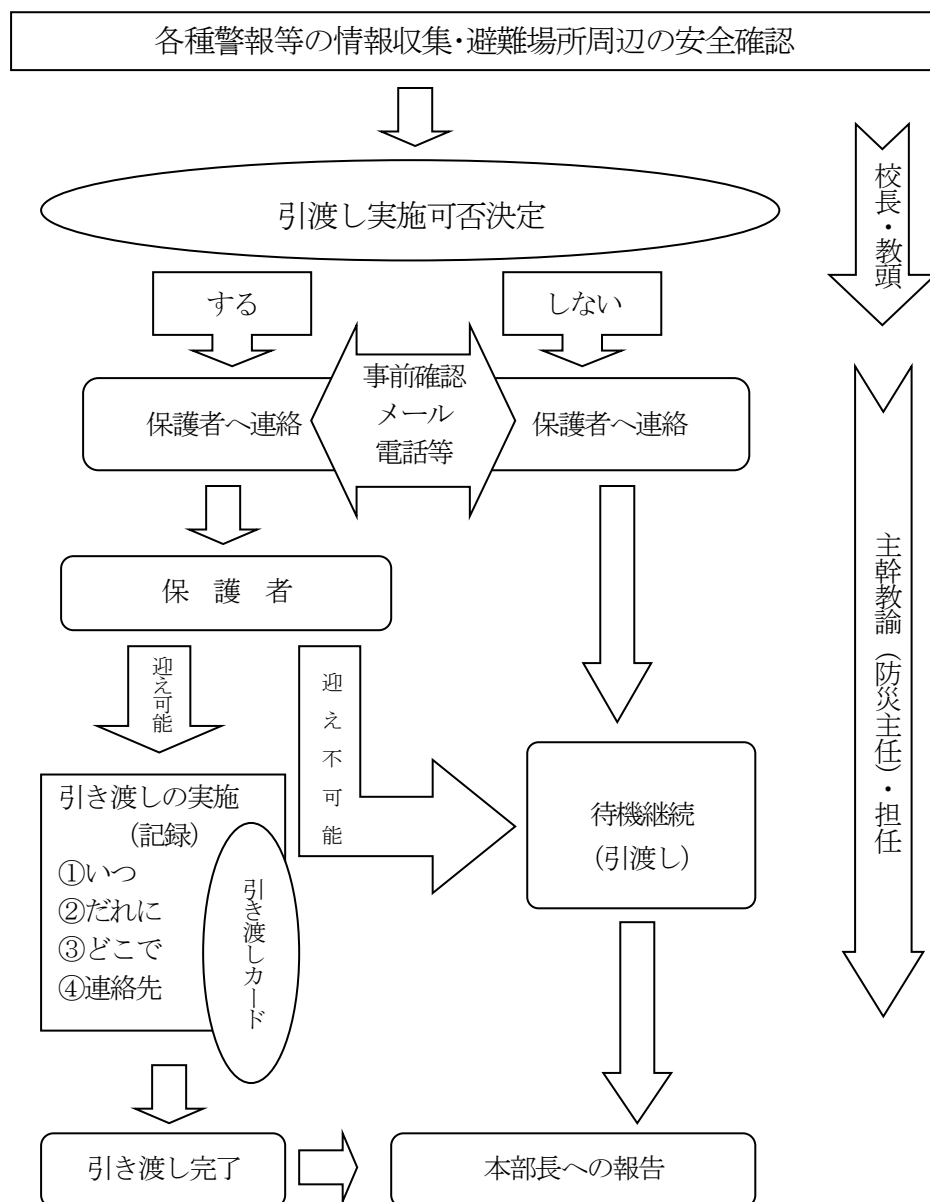
<引渡しの流れ>

- 1 児童は体育館で待機し、担任が児童を掌握する。
- 2 保護者等の車両は、南側の道路から進入し、学童センター前から校庭に入る。
(進入から校門を出るまでは、一方通行とする。

雨天時は校庭を駐車場として使用せず、西八幡公園、校庭南側駐車場等の利用を事前に周知する。)

- 3 保護者等は（駐車後）、体育館に入る。
- 4 担任（受付係）が、身分証または引渡しカードの提示を受け確認する。
- 5 引き渡す児童を引渡し場所まで呼ぶ。
- 6 担任が児童を保護者等に引き渡す。

Ⅲ-3 校外で引渡しをする場合の対応



<引渡しの留意点>

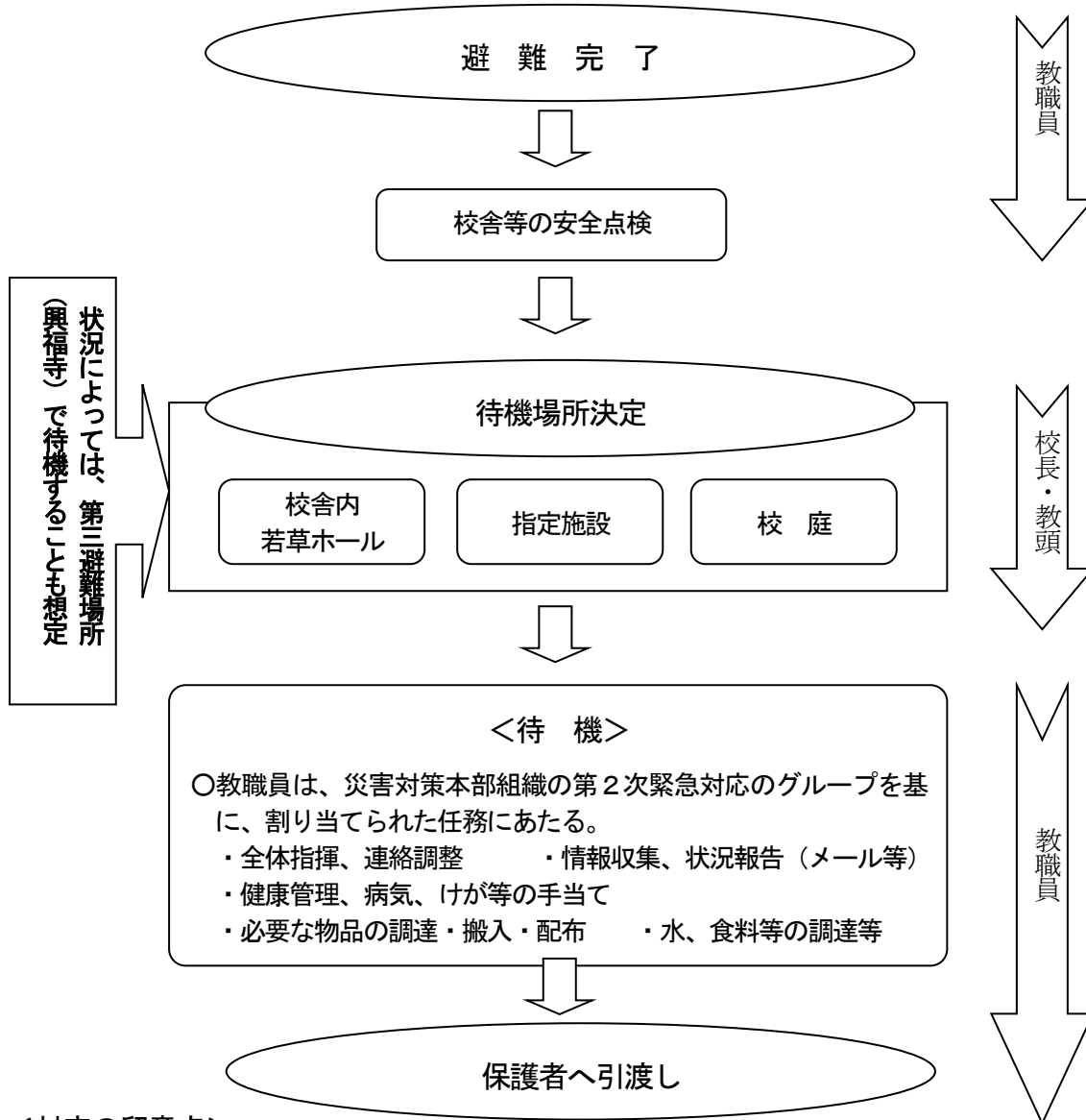
- 1 学校に戻って引渡す場合と、現地で引き渡す場合で、どちらがより安全かを判断する。
※現地での引渡し実施の可否を慎重に判断する。
- 2 使用可能（携帯電話からのメール配信）な手段で、保護者へ児童の状況、帰校方法、引渡し等の情報を伝える。
- 3 引渡しに時間を要することや保護者が迎えに来られないことを想定して対応する。
- 4 可能な限り、気仙沼市教育委員会等の関係機関と連携して対応する。

<引渡しの判断例>

- 避難解除、津波警報等が解除されている。
- 津波注意報が発令されている場合、児童の家庭までの帰宅ルートの安全が確保されている。
- 現地までの交通手段に問題がない。（公共交通機関、道路状況等）
- 遠距離でないこと。（探究旅行、野外活動、遠足等の校外学習時は、学校と連携し、現地で判断する。）

Ⅲ-4 待機（宿泊）の対応 ※帰宅困難者対応を含む

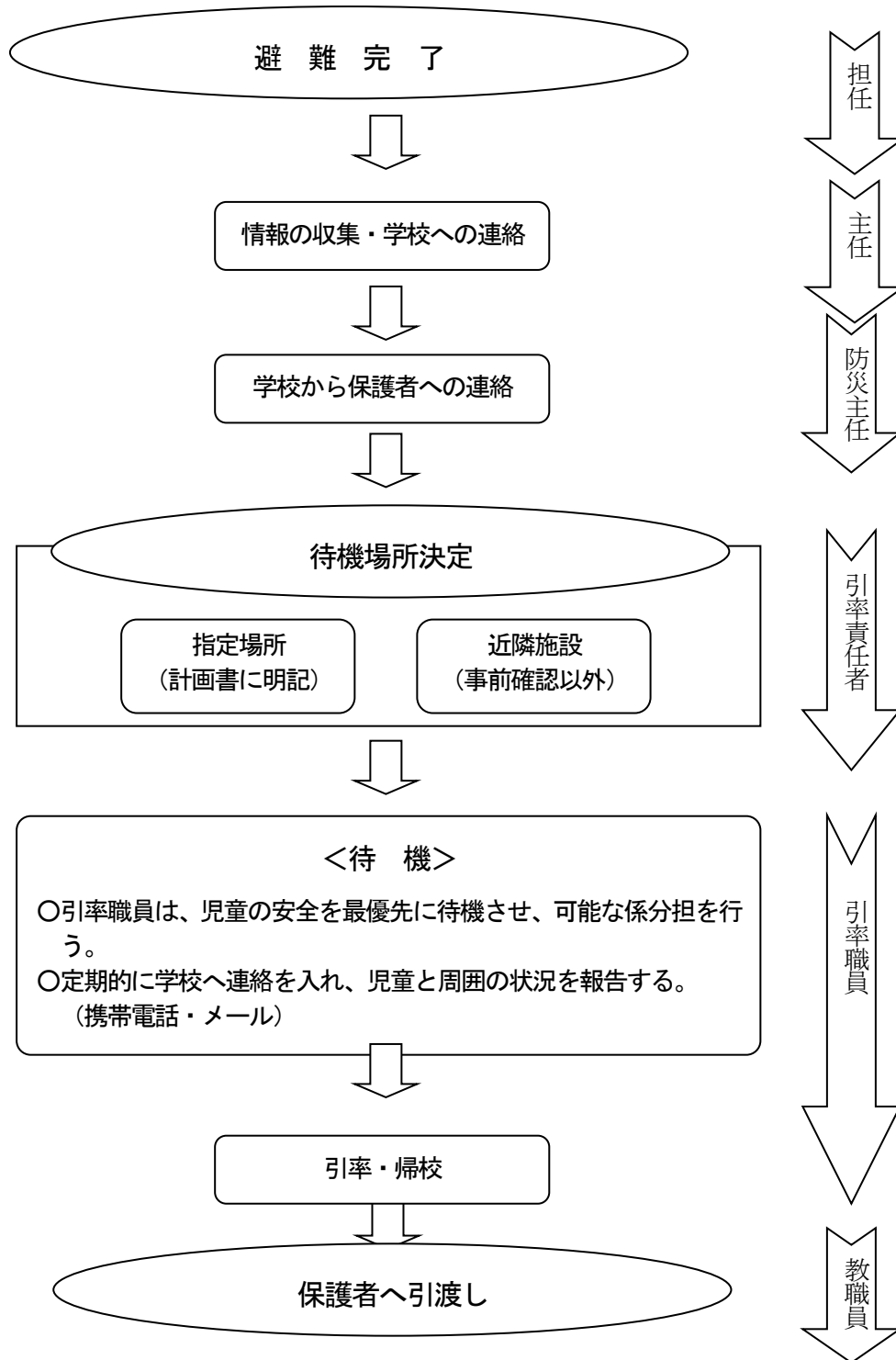
(1) 校内で待機させる場合の対応



＜対応の留意点＞

- 1 災害に関する各情報を迅速に収集する。
- 2 指定された教職員は、校舎等の点検を行い、校長（教頭）に報告する。（非構造部材の損傷等）
- 3 災害の状況に応じ、迅速に待機場所を決定する。（基本：若草ホール）
※体育館を含め、教室など使用可能な部屋を効果的に活用するが、児童と市民は別に待機させる。
- 4 教職員は、校長（教頭）の指示の下、災害対策本部組織の第2次緊急対応のグループを基に、割り当てられた任務にあたる。（状況によっては、避難してきた保護者や市民の協力を得る。）
- 5 教頭（主幹教諭）は、避難してきた市民の窓口になって対応にあたる。
- 6 待機中に保護者が引渡しを要望した場合には、災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者も学校に留まることや避難行動を促す。

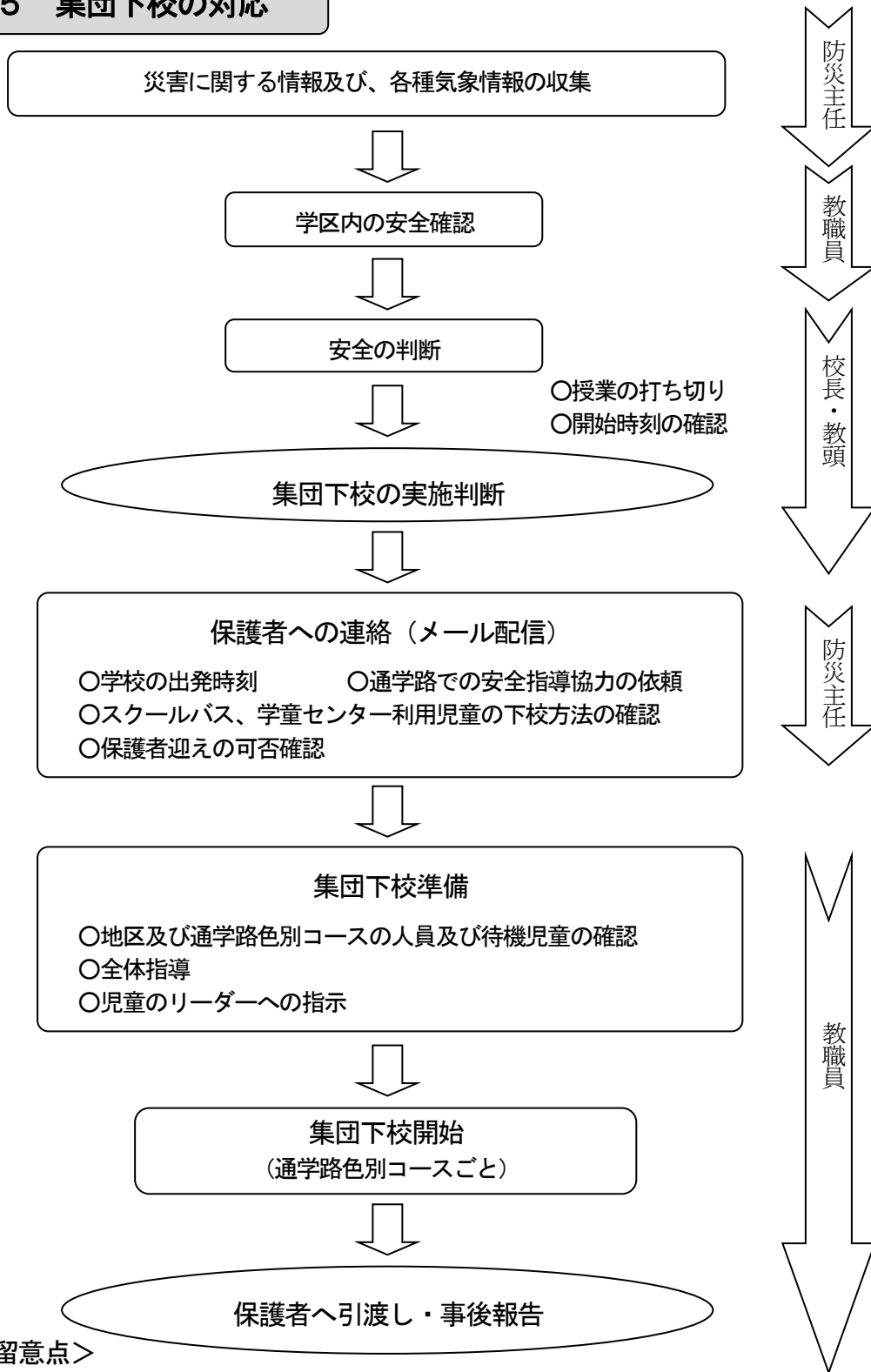
(2) 校外で待機させる場合の対応（校外活動中）



<対応の留意点>

- 1 事前に実地踏査を行い、現地での避難場所や待機場所を確認し、保護者に周知する。
- 2 修学（探究）旅行では、現地の班別行動に配慮し、児童に電話を携帯させる等の連絡手段を確保する。
また、緊急時の連絡先（引率職員・学校の電話番号）を確認させ、児童が安全な避難・待機場所を判断できるように事前指導する。
- 3 保護者には、現地からの連絡を受け、学校から児童の状況等を周知する。（メール配信）
- 4 現地においては、必要な物品などについて、施設責任者と連携する。

Ⅲ-5 集団下校の対応



<対応の留意点>

- 1 主幹教諭（防災主任）は、各種情報を収集し、校長及び教頭へ報告する。
- 2 授業を行っていない教職員が学区内の安全確認を行い、携帯電話で報告する。
- 3 集団下校を判断したら、PTA会長、スクールバス、学童センターとも連携して対応する。
- 4 保護者へ連絡する際は、可能な範囲で通学路での安全指導の協力を依頼する。
- 5 学校での引渡しをする児童については、引渡し時間帯を明確に伝える。
- 6 通学路色別コースごとに引率職員を配置し、引率職員は安全を確保しながら引率する。

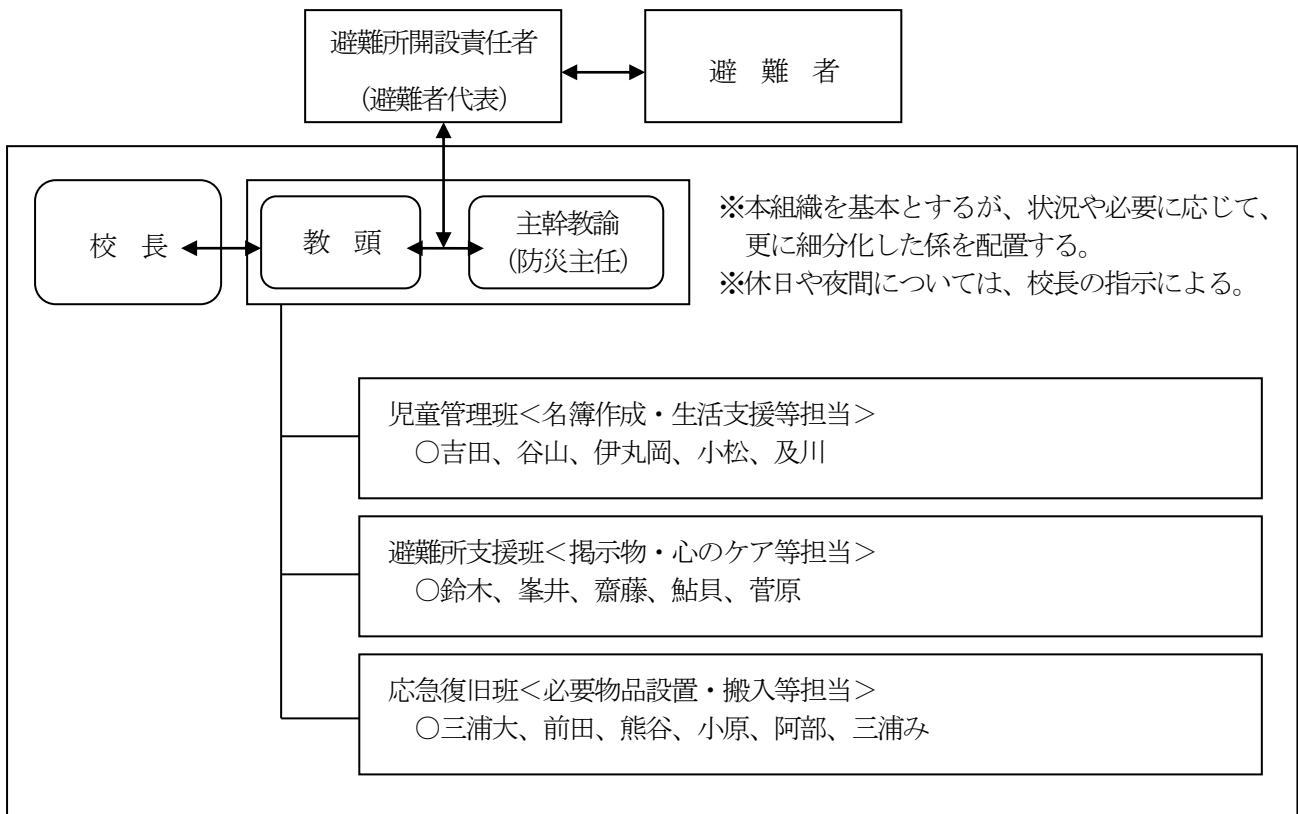
IV-1 避難所の開設・運営に係る協力について（学校が避難所となる時）

当校は、災害時において避難所（津波・洪水を除く）に指定されており、校長の指示の下、全体の奉仕者として避難所の開設及び運営に協力しなければならない。

協力においては、市民の安全確保と生活保持のために、避難所開設責任者と緊密に連携し、迅速かつ適確に行動する。

具体的には、校内災害対策本部組織の第2次緊急対応のグループを基本に対応する。

＜校内災害対策本部組織：第2次緊急対応のグループ＞



＜避難所開設責任者等との確認事項＞ 「学校側窓口：教頭または主幹教諭（防災主任）」

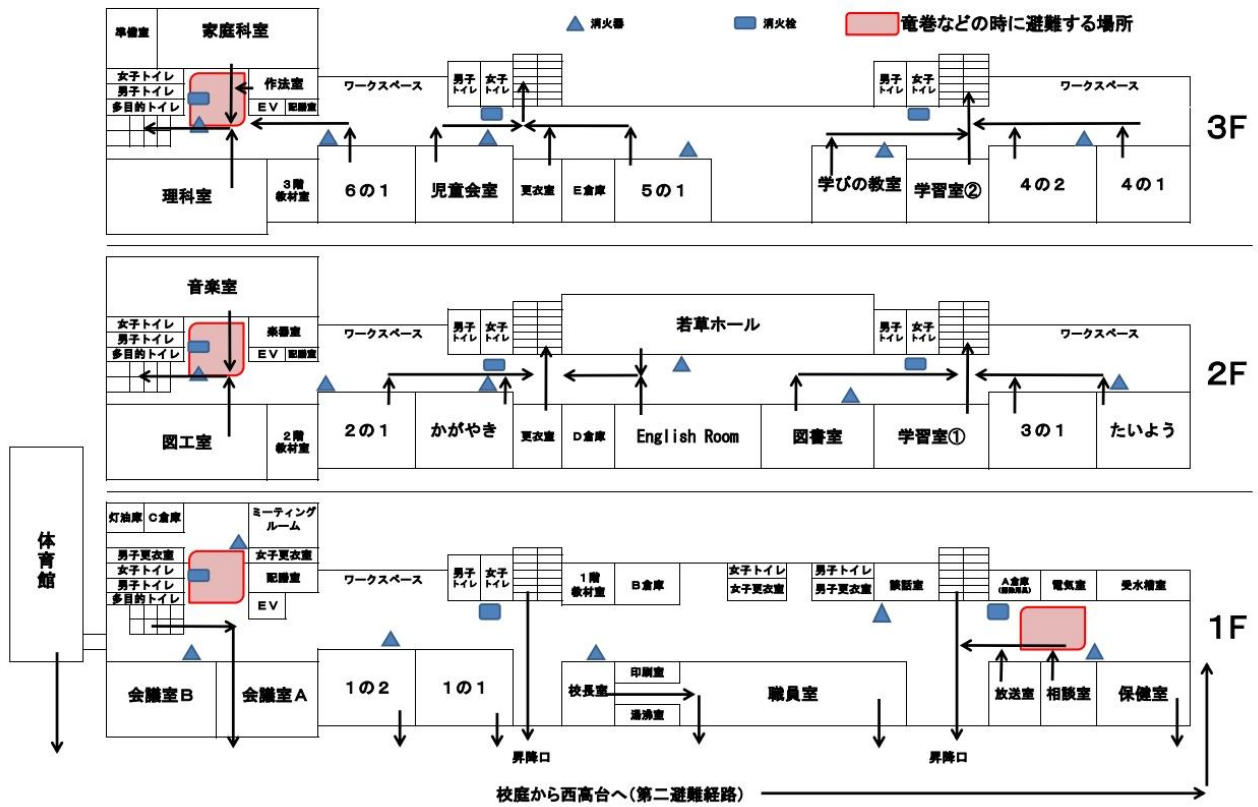
- 施設開放区域と使用禁止区域の確認
- 鍵の保管、解錠方法（教職員がいる時間、夜間、休日等）
- 資機材等の保管状況
- 避難所における業務と役割
- 避難所におけるルールの構築 等

IV-2 避難所の開設・運営に係る発災初期段階の例（地震を想定）

教職員が勤務している時間帯において、地震が発生し、気仙沼市が避難所開設をする前に市民が避難してきた場合を想定する対応例を示す。

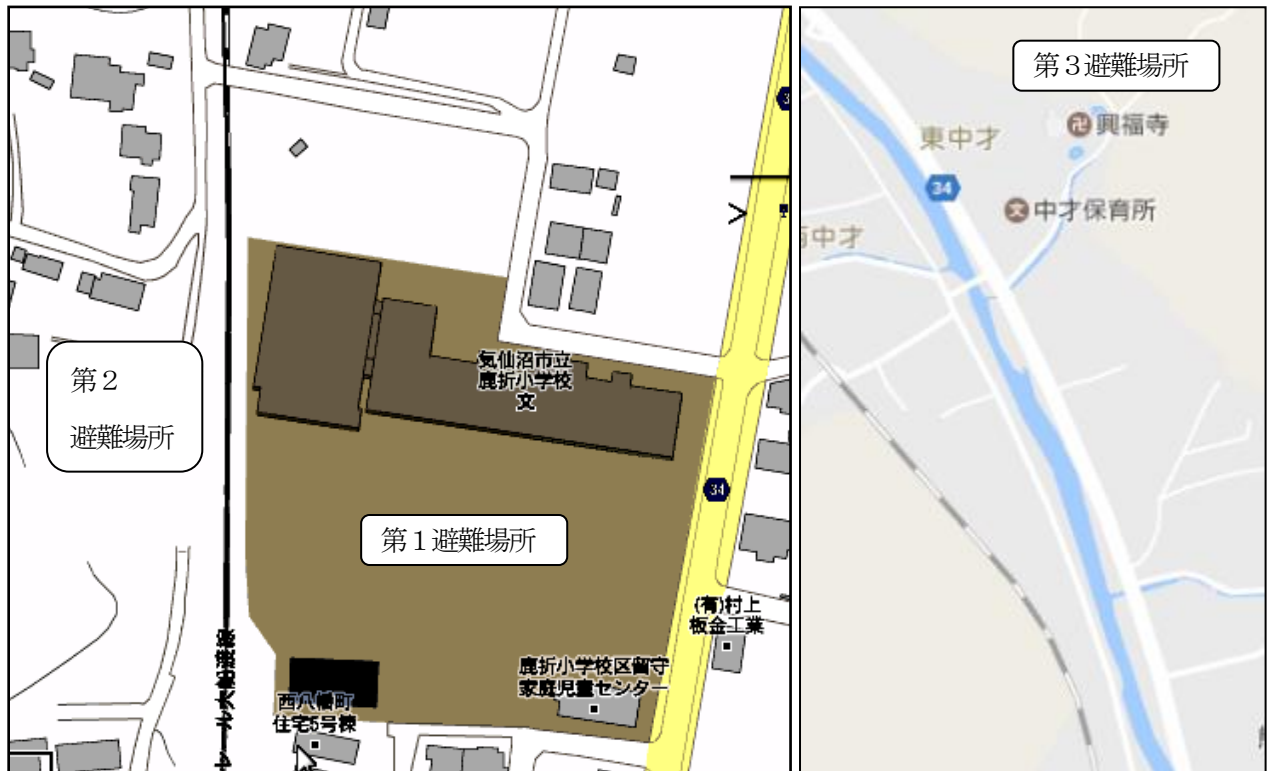


V-1 校舎内避難経路図（地震時）



V-2 避難場所

第1 避難場所：校庭南側 第2 避難場所：校庭西側高台 第3 避難場所：興福寺

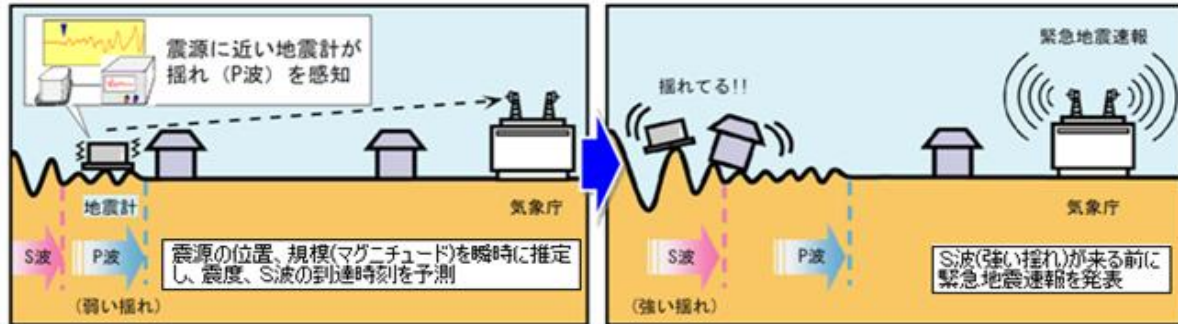


VI 資料

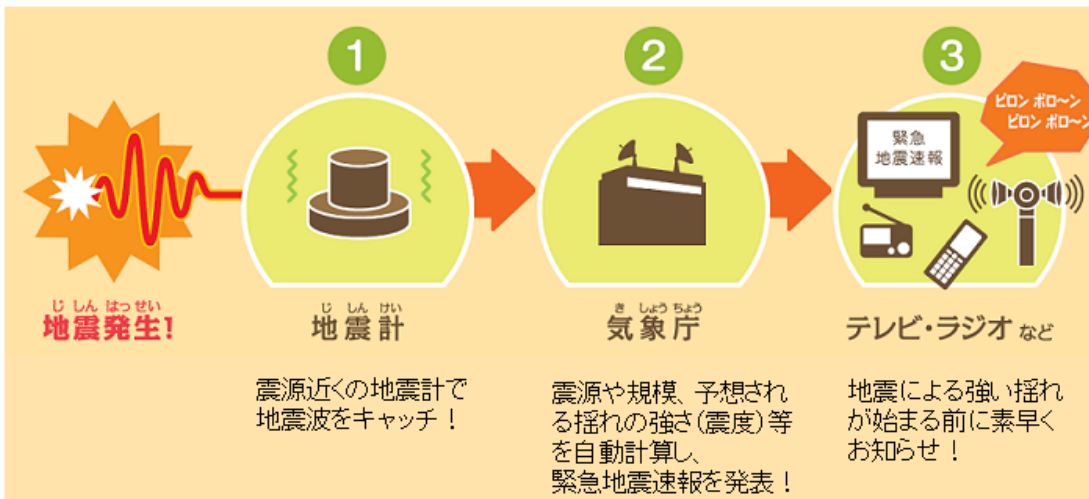
(1) 緊急地震速報について

(気象庁のホームページより)

地震が発生すると、震源からは揺れが波となって地面を伝わる(地震波)。地震波にはP波(Primary「最初の」の頭文字)とS波(Secondary「二番目の」の頭文字)があり、P波の方がS波より速く伝わる性質がある。一方、強い揺れによる被害をもたらすのは主に後から伝わってくるS波である。このため、地震波の伝わる速度の差を利用して、先に伝わるP波を検知した段階でS波が伝わってくる前に危険が迫っていることを知らせることが可能になる。この情報をいち早く伝達するものが、緊急地震速報である。



<緊急地震速報の流れ>



(2) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法

1. 災害用伝言ダイヤルの使い方

- ①【171】をダイヤルする。
- ②【録音するとき】「1」を入力する。「自分の電話番号」を入力する。
【再生するとき】「2」を入力する。「相手の電話番号」を入力する。
- ③音声ガイダンスに従って、伝言を録音または再生する。

2. 災害用伝言板(スマホ)の使い方

- ①公式メニューや専用アプリから「災害用伝言板」にアクセスする。
※機種によっては、専用アプリからのみアクセスできます。
- ②【登録するとき】「登録」を選択する。「状態」と「コメント」を入力する。「登録」を押して完了する。
【確認するとき】「確認」を選択する。「相手の電話番号」を入力する。登録済みの伝言を閲覧する。

VII 学校再開の取組

①発災後の施設・設備等の点検

- ・校舎内外の被害状況と危険箇所の確認をする。
- ・校庭の被害状況（地割れ、液状化現象、水漏れ等）を確認する。
- ・ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況を確認する。
- ・危険箇所の立ち入り禁止の明示、危険物・危険薬品等を点検する。
- ・校舎内外を清掃する。

②通学路の安全点検と通学方法の確認

- ・危険箇所や災害状況を確認し、通学路を決定する。
- ・通学困難な児童への対応を考える。（スクールバス等の輸送手段を確認する。）

③教育環境の整備

- ・授業の再開を周知する。（避難所に出向く、電話、メール、貼り紙等の活用）
- ・備品、教科書、学用品等を確保し、支援物資の受け入れを行う。
- ・机、椅子、ロッカー、教室を仕切る衝立、補助照明等を準備する。
- ・活用できる教室を確認し、複数の学年やクラスで授業を行うことも考慮する。
- ・時程を考え、午前授業や短縮授業など、実施の仕方を柔軟に対応する。

④マスコミへの対応、ボランティア団体等への対応

- ・窓口を一本化して対応する。
- ・児童のプライバシーに十分配慮して対応する。
- ・ボランティアの派遣要請は、教育委員会を通じて行う。
- ・ボランティアの要請、受け入れを行う際は、担当者（主幹）を決めて対応する。

⑤学校再開後の心のケア

- ・身体のケアをしてから心のケアを行う。
- ・安心して、自然な形で話ができる雰囲気づくりに留意する。
- ・発達段階に応じた優しさと思いやりをもって接し、安心感や安全感を与える。
- ・ストレス反応が激しいときは、専門家へつなげ相談を勧める。
- ・児童生徒のセルフケアを支援するような体制をとる。
- ・傾聴を心掛ける。
- ・児童のケアにあたる教職員や保護者のケアについても気を配る。

改訂について

令和3年度版

- 「I-1 学校防災全体計画」 学校教育目標改訂
- 「I-2 防災に関する年間計画」 学習指導内容に合わせて改訂
- 「I-5 校内災害対策本部組織」 職員の異動に合わせて改訂

令和4年度版

- 「学校の概要」 追加
- 「I-1 学校防災全体計画」 学校教育目標改訂
- 「I-5 校内災害対策本部組織」 職員の異動に合わせて改訂
- 「II-5 不審者への対応」 2 対応の方法をチャート図へ改訂
- 「II-6 事故発生時の対応」 新規追加
- 「VI 資料 災害用伝言板（スマホ）の使い方」 追加

令和5年度版

- 「はじめに」 2～4ページ 新規追加
- 「I-1 学校防災全体計画」 学校教育目標改訂
- 「I-5 校内災害対策本部組織」 職員の異動に合わせて改訂
- 「II-4 Jアラートの対応」 児童の状況に合わせて細分化
- 「II-7 女川原子力発電所事故発生時における対応」 新規追加
- 「II-5 不審者への対応」 1. 不審者侵入の防止を3段階に

令和6年度版

- 「II-8 学校生活の事故防止について」 新規追加

令和7年度版

- 「I-3 教職員の動員体制」
- 「II-1 大地震後に津波被害が想定される時の対応と避難誘導」
- 「II-5 不審者への対応」 防犯カメラ、児童の対応を追加
- 「II-8 学校生活の事故防止について」の④ 新規追加
- 「III-1 保護者への引渡し（地震・津波等を想定）」
- 「III-3 校外で引き渡しをする場合の対応」
- 「VI 資料」 縮小
- 「VII 学校再開の取組」 新規追加

◎津波注意報発令時の対応について見直しの概要

（ 始業前 ）

教職員 自宅待機 ⇒ 安全なルートで通勤

児童 安全なルートで原則保護者の送迎で登校

（ 登校・学習中後 ）

児童 校舎内で待機（学習）し、情報を待つ（1階の児童は、2階以上の階に移動させる）

（ 下校 ）

児童 帰宅ルートおよび帰宅場所が災害危険区域外であれば、保護者の送迎で下校させる。（引渡し）

◎津波警報発令時の対応について見直しの概要

（ 登校・学習中後 ）

児童 校舎内で待機（学習は中断）し、校舎内で垂直避難（3階以上の階）し、情報を待つ

※ 津波警報発令時は、前マニュアルのとおり、原則、引渡しは行わない。